

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	高橋伸行君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	栗本純治君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	衣斐修君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 乾豊君、4番 若山隆史君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（角田 寛君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 皆さん、おはようございます。

トップバッターということで、幾分緊張をしております。一生懸命質問をさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

初めに、ヘルプマークについてお伺いいたします。

生活のさまざまな場面で周囲からの配慮を必要とする方がいます。そういった方をみんなで助け合う社会を実現するために誕生したのがヘルプマークです。支援を必要とする人が利用します。2012年に東京都が作成し、現在、全国に広まりつつあります。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや発達障がい、難病の方、認知症や精神疾患の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方が身につけたりして利用します。

以前、一般質問でも取り上げさせていただきましたが、広域での取り組みが必要であるとの見解に至りました。公明党岐阜県女性局としても、全国統一したものが望ましいと、県に対して予算要望をしてみました。その結果、岐阜県におきまして2万個を作成し、先月、8月1日より無料配付されることになりました。ふだんの支援はもちろんのこと、災害時には大きく役立つものと期待をしております。

しかし、妊婦であることを周囲に知らせるマタニティマークや介護中であることを周囲に知らせる介護マークもそうですが、マークの意味を知り、気づかなければ、配慮や支援をするに至りません。より多くの方にこのマークの意味を知っていただくことが最も重要であります。今回、この機会を通して多くの皆さんに知ってもらうために質問をさせていただいております。

手のひらサイズの長方形のストラップ、赤地に白の十字とハートで、とてもわかりやすいデ

ザインになっております。赤はヘルプ、普通の状態ではないことを発信し、ハートは相手にヘルプする気持ちを持っていただくという意味を含んでいます。また、裏面には必要な支援が記載されたシールが張ってあります。

そこで質問ですが、1点目、配付場所、配付条件を確認させていただきます。

2点目、現在の配付状況についてお伺いいたします。

3点目、ヘルプマークの啓発促進の取り組みについてお伺いいたします。

次に、振り込め詐欺対策についてお伺いいたします。

振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の認知・検挙状況について、国の平成27年の犯罪情勢の報告には、認知件数が1万3,824件、被害総額は約482億円とあり、平成28年は1万4,151件、被害総額は約406.3億円でした。認知件数は警察で把握している被害の数であり、家族など誰にも相談せずに届け出をしていない被害者を含めると、実際はこの数字をはるかに上回るものとされており。

まず、岐阜県を含めて、本町の振り込め詐欺のここ数年の被害の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

御存じのように、振り込め詐欺は、高齢者などの被害者を狙って電話をかけ、息子を名乗って巧妙に指定した預金口座への振り込みをさせ、現金をだまし取る、いわゆるオレオレ詐欺、このほか、架空請求詐欺、還付金詐欺も発生しております。

この振り込め詐欺の対策について、本町では、ポスター掲示、チラシ、防犯教室や出前講座、消費生活相談室も開設され、未然防止対策、被害拡大の防止に努めていただいているところで。しかしながら、詐欺の手口はますます巧妙化・悪質化しており、にせのパンフレットや通帳などの小道具を使い、劇場型詐欺と言われる手口がふえている状況もあります。

代表的なものが、成り済まし詐欺であります。金融機関や百貨店名を名乗り、「キャッシュカードが偽造されているので、カードを取りに行きます」と電話をかけてくる手口です。これを信じた高齢者から暗証番号を聞き出し、バイク便を使ってカードを受け取り、現金を引き出す、銀行などに対する高齢者の信頼感を悪用した犯行であります。被害を未然に防ぐ対策を講じることが喫緊の課題であります。

そこで、本町では、新たな対策として、どのような取り組みを考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、迷惑電話チェッカー等を活用した新たな対策についてお尋ねいたします。

平成26年版「消費者白書」によりますと、高齢者の消費者被害がふえる要因に、電話勧誘販売に関する消費生活相談の増加を指摘しております。平成16年度から平成25年度までの10年間の消費生活相談の内容を見ると、訪問販売に関する相談の割合は減少傾向にある一方、電話勧誘販売に関する相談の割合は、平成16年度には6.4%であったものが、平成22年度を境にふえ続け、平成25年度には23.9%まで増加し、年々増加傾向にあります。

そのような状況に、新たな対策に乗り出している自治体があります。一宮市では、消費者庁

の地方消費者行政推進交付金を活用し、平成25年度の先駆的モデル事業として、県内初の迷惑電話チェッカーを活用した事業がスタートしております。従来の消費者啓発パンフレットの配布や消費生活講座での啓発、出前講座の実施といったものだけではなかなか効果が得られない中で、詐欺行為に及ぶ最初の接触機会が電話であることに着目をしたそうです。

全国で急増する電話による振り込め詐欺に対応するため、26都道府県で平成26年7月より実証実験が始まったこの迷惑電話チェッカーとは、消費者庁や警察庁が把握している最新の迷惑電話リスト2万5,000件以上という情報を内蔵した機器を電話回線と受話器の間で集計することで自動選別し、リストに該当する電話番号を排除するという機能がついている電話です。配置された世帯の着手状況は、日々、迷惑電話データサービスサーバーに蓄積・分析され、迷惑電話の95%が番号通知されていることから、この機器を活用することで迷惑電話の防止に効果があったということです。また、常に最新の電話番号リストを維持し、利用者全体で迷惑電話リストを共有していることで、未知の迷惑電話も拒否することが可能です。

実際に利用された方のアンケートでは、予想を上回り、9割の方が問題なく設置でき、7割以上の方が、赤ランプ、迷惑電話で点灯するわけですが、その認識をしており、6割の方が「迷惑電話は減っている」と回答されております。

モデル事業の評価の中では、対象を1,000台としていたそうですけれども、その結果は、222台のモニターの申し込みの状況ではありましたが、迷惑電話をブロックしている成果は毎月約1,000件あり、年間では約1万5,000件の消費者被害を防ぐことができているとしております。また、222台のモニターのデータにより、消費者被害を直接防止できる事業として一定の効果があり、さらなる設置に向けた取り組みを充実させていくということでした。

費用は、ナンバーディスプレイに加入する費用や月々の料金を合わせても700円程度の自己負担がかかります。また、警告メッセージが流れ、会話内容が自動録音されるといった機種などもあります。

連日、新聞紙上やテレビなどのマスコミには、振り込め詐欺などの悪質な犯罪が取り上げられ、報道されておりますが、被害が後を絶たず、対策が急がれます。本町においても、迷惑電話チェッカー等を活用した新たな対策が必要ではないでしょうか。担当部局のお考えをお伺いいたします。

前向きな答弁を御期待申し上げ、一般質問とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） おはようございます。

ただいまの中村議員からの質問のうち、1番目のヘルプマークの普及については健康福祉課所管ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員御説明のとおり、ヘルプマークは2012年10月に東京都において作成・配付が始まりました。ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠

初期の方など、外見がわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプマークとは、こういうものです。これがヘルプマークです。手のひらサイズの赤地に白の十字とハートマークを入れたものでございます。使用方法は、ストラップを利用して、かばんなどにつけて使用いたします。また、ヘルプマークの片面には、周囲に伝えたい情報や必要とする支援内容を記載したシールを張ることができます。

ヘルプマークを持つことで、支援を必要としていることを知らせる効果と、それを見た方に支援を促す効果があります。駅や商業施設等で困っているマークの利用者を見かけたら声をかけるなどの配慮や、電車やバスの中でマークの利用者を見かけたら席を譲るなど、思いやりのある行動をお願いしています。

岐阜県では、このヘルプマークを2万個準備し、県内での配付をことしの8月から始め、全国では10都道府県目の導入となりました。

それでは1つ目の質問、配付場所、配付条件の確認ですが、配付場所は、役場の健康福祉課社会福祉係9番窓口で行っております。また、岐阜県庁の障害福祉課や各県事務所の福祉課、各市町村の障がい福祉担当の窓口でも配付しています。

配付条件につきましては、希望者に対して、窓口でヘルプマークについての趣旨を理解していただいた上で、無料配付しております。障がい種別や等級、病名などによる条件はありません。申請書も不要です。ただし、郵送などは行っていませんが、家族の方などの代理人の方へも配付は可能となっています。

次に、2つ目の質問、配付状況についてですが、県より当町へは50個の配付依頼があり、現在までに希望者に対して15個配付しています。

また、県では、当初に障がい者関係団体などへの配付を行ったところです。

次に、3つ目の質問、ヘルプマークの啓発促進の取り組みについてですが、当町では広報「たるい」8月号の10ページになりますけど、情報発信欄に掲載し、周知をしたところです。

岐阜県においても、ホームページや交通機関などでポスターの掲示やチラシの配布などを行っています。

チラシというのは、A4判のこういうものです。これがチラシですけれども、これと全く同じもの、大きさが違うポスターというものもございますけれども、ポスターは役場の玄関のところにも掲示をしております。今後、公共施設のほうに掲示をする予定をしております。

今後、岐阜県と協力しながらヘルプマークの周知について取り組んでまいります。

以上、中村議員からの質問、ヘルプマークの周知についてのお答えとさせていただきます。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 中村議員からの振り込め詐欺対策について答弁をさせていただきます。

きます。

御質問は、岐阜県を含め、本町の振り込め詐欺の被害状況についてと、本町での新たな対策としてどのような取り組みを行うのかということ、それと3つ目は、迷惑電話チェッカー等を活用した対策をしてはどうかという御提案でございます。

まず1点目の被害状況について御説明をさせていただきます。

振り込め詐欺の被害状況につきましては、昨年1月から12月までの1年間では、県全体で211件、被害総額4億2,223万8,409円であり、本町においては1件、被害額20万円でございます。また、本年1月から7月まででは、県全体で133件、被害額1億6,748万9,962円であり、本町においては4件、被害額499万4,000円となっております。本町においては、件数、被害額ともに、既に前年に比べ増加している状況でございます。

本町での新たな対策としてどのような取り組みを考えているのかというお尋ねでございますが、現在、町では、本年4月から西濃6町共同で消費生活相談員を設置しており、その相談員による広報「たるい」の消費生活だよりの中で、4月号には架空請求の事例を紹介しております。

また、被害者となりやすい高齢者に対しては、同じ広報「たるい」の地域包括支援センターの記事の中で、8月号に振り込め詐欺に対する注意喚起を行っており、消費生活の観点からも、毎年、消費生活カレンダーを老人クラブを通じて配布していただいておりますが、この中でも啓発活動を行っているところでございます。

これとは別に、本年4月の自治会長会議においては、「振り込め詐欺とインターネットの危険性について」と題して、垂井警察署刑事課長から講演をいただいております。垂井警察署においては、垂井警察署交番だよりにおいて、オレオレ詐欺や電子マネー詐欺などに対する注意喚起が行われており、特に被害が発生した8月には、緊急の啓発チラシを作成し、各世帯に回覧されているところでございます。

一方、金融機関窓口においても、職員が顧客への声かけを行うことにより被害を水際で食い止める取り組みがなされており、町内においてもこの声かけが成功した事例がございます。

このほかにも、NPO法人こども見守り隊の皆さんが振り込め詐欺防止の寸劇を行ったり、垂井警察署と共同で防犯チラシをスーパーの前で配布するなど、さまざまな立場で、さまざまな手法を用い、住民に対し、注意喚起が行われております。

詐欺行為には、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺など幾つかの種類がありますが、次々と新たな手法が出て、イタチごっこになるおそれがあります。今後もさらにこういった関係機関と連携した地道な活動を継続し、被害減少に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、迷惑電話チェッカー等を活用した新たな対策についての御提案でございます。

迷惑電話チェッカー等の機器の設置については、周辺では、岐阜市が通話録音装置の無償貸し出しや設置に係る費用の一部についての補助をする制度を設けられております。また、岐阜県警においても、自動通話録音警告機の無料モニターを募集しており、今後、その効果につい

て検証される予定でございます。

迷惑電話チェッカーを導入している自治体に聞き取り調査を行ったところ、効果が見られる反面、ナンバーディスプレイ加入費や月額料金が個人負担となるなど、普及に課題となる部分もあるとのことでございます。

今後、迷惑電話チェッカーなどの機器の導入に当たっては、周辺市町等の動向も踏まえながら検討していくと同時に、振り込め詐欺に遭わないためには自助努力も必要と思うところがございます。こうした振り込め詐欺に有効な機器について、住民に対し、周知を図っていきたいと考えております。

以上、中村議員からの振り込め詐欺対策についての答弁とさせていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 各課の御答弁ありがとうございました。

まずヘルプマークの啓発促進の取り組みについてでございますが、先ほど課長の答弁の中で啓発用のポスターの掲示場所について御説明がございました。先日、岐阜市内のコンビニエンスストアさんに立ち寄ったときに、その店内に啓発用のポスターが掲示されておりました。視覚に訴えるということは、大変有効な手段だと思います。始まったばかりの事業でありますので、多くの方の目にとまる場所を選定していただくことが大切ではないかと思っておりますので、これはお願いです。よろしくお願いいたします。

もう1点ですが、多治見市さんでは、新中学1年生全員に配付をしている福祉教育読本「ひろがる！」というものがございます。こちらで障がい者マークを紹介しており、既にこのヘルプマークの記載を追加し、今年度から改正版を各中学校に配付をされているということでございます。

そこで再質問ですが、垂井町として子供たちに対する周知の取り組みはなされているのか、お伺いをいたします。

次の振り込め詐欺についてでございますが、町民の財産がだまし取られないように、対策を一層強化する必要が大事だと思われまます。迷惑電話チェッカーの導入は被害防止への一助となります。近隣市町でも導入が始まっておりますので、調査・研究していただきまして、一日も早い導入をしていただきたいと思いますというものであります。

1点確認ですが、金融機関の果たす役割というのは大変に重要であると思っております。水際対策の強化ということもありますので、現場もいろいろと知恵を絞り、対策を練られているかと思っておりますが、この金融機関との連携は密にされているのか、この1点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 中村議員からヘルプマークの子供たちに対する周知の取り組みについて再質問をいただきましたので、私のほうからお答え申し上げます。

現在、小学校2年生の生活科「みんなで使う町の施設」の中に、町の工夫として、マタニティマーク、それから補助犬マーク、さらに視聴覚障がい者マーク等々のマークを学習しているところでもあります。あわせて、小学校・中学校の公民的分野の中で同じようにマークを取り上げ、福祉について学習を進めているところでもあります。

議員御指摘のように、ヘルプマークにつきましては、新たな取り組みとして、今、周知が始まっているところだと認識しております。ヘルプマーク、さらに白杖SOS普及・啓発マーク等、新たなマークが誕生していることから、今回、ヘルプマークにつきましても、先ほど健康福祉課長が御提示しましたチラシ等を早速活用しまして、各学校で周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 中村議員からの振り込め詐欺対策についての再質問の中で、今後、より一層の取り組みが必要であるとの中で、金融機関との連携の中で水際で被害を防ぐというのが非常に有効だというお尋ねでございました。

その中で、今後、金融機関とはどのように連携を図っていくのかということですが、金融機関も含めて、警察のほうで防犯協会というのが組織されております。この防犯協会の中には我々も入っているわけですが、この振り込め詐欺に限らず、さまざまな犯罪についての解決に向けての議論がなされております。

今後、このような会議が開かれる中で、私どもも振り込め詐欺についてのことを議題に上げていただくようお願いしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） おはようございます。

ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、地域防災力の強化と文化・観光振興について質問をします。

質問の前に、去る6月から8月までにかけて、梅雨前線、また台風3号・5号による影響で被災をされた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

質問の1点目、地域防災力の強化について。

近年、激甚的な地震、風水害、大規模火災などの災害が、全国的、また世界的に頻発しています。

さて、8月29日早朝、北朝鮮がミサイルを発射したことは、日本にとって大変な恐怖でした。Jアラート（全国瞬時警報システム）が岐阜県を除く12道県で作動したことは御承知のとおりですが、私はスマートフォンの警報音で飛び起きました。すぐさまテレビを見ると、Jアラ

トの画面で避難放送が流れていました。

Jアラートは、東南海地震といった大規模地震や甚大な風水害などに対しても、被害を最小限に抑える上において有効な対策であると考えます。

当町では、平成23年3月11日、未曾有の東日本大震災を契機に、国の防災基本計画、県の地域防災計画の見直しを踏まえ、垂井町地域防災計画及び垂井町国民保護計画の見直しを初めとした地域防災の総点検を行い、Jアラートなど必要な対応が講じられていると思います。

ついては、大規模災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延が予想されており、平成16年度に垂井町自主防災組織設置要綱が定められ、自主防災組織は、地域住民が協力・連携し、災害から自分たちの地域は自分たちで守るために活動することを目的に結成され、地域のコミュニティー連携意識、きずなを図る上にも肝要な組織であります。

そこでお伺いします。第5次総合計画の自主防災組織の組織化率の目標値は、平成29年度100%となっていますが、その実態はどうか、伺います。

さて、自主防災組織は自治会とほぼ重なっているため、自治会の課題がそのまま組織の課題に直結します。役員や組織全体の高齢化、役員の入替わりによるスキルの低下、地域による意識の格差、防災訓練のマンネリ化など、災害対応能力が高い組織ばかりとは言いがたい状況です。自主防災組織を弱体化せず、ふだんから活動を継続し、活性化している組織をいかにふやすかが今後の大きな課題であり、そのために、自主防災組織の弱点がどこにあり、何をすれば強化できるのかを分析しなければなりません。

そこで、自主防災組織全員の防災意識の向上のために、初期消火訓練や救助訓練が本来のことではありますが、例えば自主防災組織の中で消防団員、消防団OB、事業所における防災担当の方など現実に即した行動力に結びつく方を委嘱し、自主防災組織内における強力な機動力のある組織体制を整えることも肝要かと考えますが、町では自主防災組織の育成・訓練にどのようなつながっていくのか、お伺いします。

次に、防災資機材の整備・充実について伺います。

先般、8月27日に東地区において垂井町防災訓練が実施されました。そこで私が気づいたことは、東小学校北に防災倉庫がありますが、訓練時、鍵がかけられておりました。防災倉庫の中身は一体何が入っているのでしょうか、この内容を伺います。また、この資機材を活用した訓練は行われたのかどうか伺います。さらに、防災倉庫の管理方法を伺います。

また、自主防災組織の初期的な防災用品が町の助成金で整えられつつあると思いますが、この防災用品の各組織における整備状況をお伺いします。あわせて、対象品目の充足率はどのようになっているのかをお伺いします。

なお、AED（自動体外式除細動器）が各施設内に置かれていますが、休館や夜間時には鍵がかけられ、いざというときに使えないといった苦情を聞き及んでいます。ついては、管理面もあろうかと思いますが、以前、先輩議員から質問されました、例えばコンビニエンスストアと設置協定を結ぶことにより活用の道が開かれるのではないかと考えますが、この鍵の管理

と活用方法についてお伺いします。

次に、文化・観光振興について質問します。

先般、ぎふ清流文化プラザにおいて、岐阜県主催で清流の国ぎふ「子ども地歌舞伎公演2017」が行われ、垂井曳山保存会の子供地歌舞伎など3団体が出演し、その熱演ぶりに会場が大いに盛り上がったところでもあります。この催しが、東京オリンピックウエルカムに結びついていこうとの企画で、継続して行われるということでもあります。

そこで、垂井町としても、従来にも増して、この文化・芸能の支援と観光協会とのタイアップによる誘客の道があろうかと考えますが、ついてはこの伝統文化の支援と観光振興にどのように結びつけていくのか、また広域的な視野に立った他市町との連携はどのようにしていられるのか、町長の所見を伺います。

あわせて、岐阜県が関ヶ原合戦を主体とした観光振興に力点を置かれ、垂井町では南宮登山道などに案内看板が設けられたところではありますが、この先、垂井町への誘客についてどこまで進めておられるのかお伺いして、質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 広瀬議員から地域防災力の強化についてということでお尋ねがありましたので、答弁をさせていただきます。

お尋ねの内容は、自主防災組織の組織率とか訓練内容、あるいは地域に設置された防災倉庫についてのことだと思います。

それでは、自主防災組織のことから順に説明をさせていただきます。

まず最初に、自主防災組織の組織率はということですが、本町における自主防災組織は、垂井町自主防災組織設置要綱に基づき設置されるもので、隣保協同の精神に基づき、自主的な防災組織の必要を認識し、設置されるものがございます。この組織は自治会単位で設置されており、複数の自治会で1つの自主防災組織が設置される場合もございます。

現在、町内には136の自治会があり、このうち118の自治会で98の自主防災組織が設置されており、組織化率は86.8%となっております。

次に、自主防災組織の育成・訓練内容についてでございますが、自主防災組織の育成については、毎年7月に、自主防災組織のリーダーの方、また自主防災組織を設置していない自治会については自治会長にお集まりいただき、自主防災組織リーダー研修会を開催しています。本年度は岐阜大学・地域減災研究センターの村岡特任准教授に御講演をいただき、参加者に対する意識高揚に努めさせていただいたところでございます。

また、御要望をいただいた自主防災組織や自治会に対しては、出前講座として、防災に対する基礎的な知識や経験談についてお話をさせていただいております。

さらに、各地区まちづくり協議会の中には、特に防災に関心を持って取り組んでいただいている協議会もございますので、そういった協議会とも連携を図りながら、防災意識の高揚や実

実践的な防災体制の構築を図っていきたいと考えています。本年度の防災訓練におきましても、初めて避難所運営訓練を実施し、まちづくり協議会主体のもとで実施していただいたところがございます。

今後、町では、こうした取り組みにより、地域と協働による防災に対する住民意識の高揚を図り、住民の主体的な防災に対する取り組みを促し、ひいては自主防災組織の強化及び組織化率の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、防災倉庫内の資機材は何か、あるいは防災倉庫の管理方法についてお尋ねがございましたので、答弁をさせていただきます。

町の防災倉庫につきましては、防災資機材倉庫と生活用品倉庫があり、防災資機材倉庫は町内7地区それぞれ1カ所ずつ設置し、鍵は町と各地区消防団分団長、各地区で決めていただいた方で管理をしております。生活用品倉庫は、町内4カ所に設置しています。

備蓄内容につきましては、防災資機材倉庫については、発電機やチェンブロック、油圧ジャッキ、はしご、脚立や折り畳み車椅子、2つ折り担架など救助に必要な資機材を中心に、生活倉庫につきましては、紙おむつやトイレットペーパーといった避難生活に必要な物品を中心に備蓄しております。

次に、防災倉庫内資機材を活用した訓練についてでございますが、防災倉庫内資機材を活用した訓練としては、毎年、町防災訓練において、倒壊建物救助訓練の中で、防災倉庫に備蓄してあります発電機やチェンブロック、油圧ジャッキの使い方について、参加された住民の皆さんに対し、説明を行っております。

今後は、地域の皆さんが主体となって、より実践的な訓練を実施していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、防災用品の各組織における整備状況でございます。

これは各地域で設置されている防災倉庫の中の整備状況のことかと思いますが、各自主防災組織が設置・整備する防災資機材の購入に関する経費に対しましては費用の2分の1を、年額10万円を限度として補助金を交付しております。

内容につきましては、各自主防災組織がそれぞれ自主的な判断で必要なものについて整備されておりますので、各自主防災組織の個性が出ているのが現状でございます。そのため、各自主防災組織における防災用品全体の整備状況や充足率については、町においては把握できておりません。しかし、自分の地域に今足りないものを地域で相談して、考えて、整備されている行為は、まさに防災における共助力の強化につながっているものと考えております。

以上、広瀬議員からの地域防災力の強化についての答弁とさせていただきます。御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 消防主任 廣瀬太佳夫君。

〔消防主任 廣瀬太佳夫君登壇〕

○消防主任（廣瀬太佳夫君） それでは、広瀬議員御質問の、地域防災力についてのAEDの管

理についてお答えします。

AED（自動体外式除細動器）の心停止患者への有用性は、数々の検証データからも証明されており、今後、AEDの設置数はますますふえることと予想されます。

AEDは、どなたでも使用できる医療器具であり、医療の分野においては、エビデンス（医学的根拠）に基づきさまざまな整備・治療がなされています。これは救急においても同じことであり、救急行政も医学的根拠に基づくガイドライン、プロトコルと言われる行動指針に沿った活動をしております。

平成25年9月に、厚生労働省所管の救急医療財団がAEDの適正配置に関するガイドラインを取りまとめました。その中で提唱されているのは、1. 心停止の発生頻度が高い場所、2. 心停止のリスクがあるイベントが行われる場所、3. 心停止を目撃する可能性が高い場所、4. 救急隊の到着まで時間を要する場所となっております。具体的には、AEDの設置が推奨される施設として、1. 駅、空港、2. 旅客機、列車、船、3. スポーツ施設など13の施設・場所を掲げており、垂井町の公共施設でガイドラインの項目に当てはまる施設には、おおむねAEDが設置されております。

御指摘の夜間・休館日にもAEDが使用できるようにとの御質問であります。公共施設のAEDの設置目的は来館・来庁される住民に使用することを前提としており、無人の夜間・休館日の使用を想定しておりませんので、原則として施錠された屋内にて保管しております。これは、夜間等の住民の使用を禁止するものでも抑制するものでもなく、AEDを使用する場合にはその場所まで取りに行く必要があります。現実的に救急車の到着より早く自宅等へAEDを搬送できる可能性は高くないと考えるためであります。さらに、盗難、いたずら等のデメリットなどを総合的に勘案した場合、現状の管理体制を維持しつつ、今後の社会状況の変化等に合わせ、よりよい方策を検討していきたいと考えております。

次に、コンビニエンスストアとの設置協定についてであります。先ほどのガイドラインにおいて設置が推奨される13の施設の中にコンビニエンスストアは含まれておりません。AEDの設置を考慮する項目に含まれ、地域のランドマークとなる施設の一つとして例示されております。AEDの有用性は、早い発見、早い通報、迅速な心肺蘇生法の実施があって初めて担保されるものであります。垂井町においては、11件のコンビニエンスストアがあり、多くは主要な幹線道路沿いに建ち、住宅密集地からは少々離れた場所にあるため、先ほどの繰り返しとなりますが、多くの住民にとっては、コンビニエンスストアへAEDを取りに行っている間に救急車が到着するものと考えております。

しかし、万一の場合、24時間営業しているコンビニエンスストアにAEDが設置してあることは大きな安心につながり、県内でも、事業者と協定を結び、設置を推進している町もあります。消防署におきましても、受け入れ側の対応、財源、設置後の管理等、垂井町担当所管とも調査・研究を進め、今後の検討課題にしていきたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 広瀬議員の御質問、文化・観光振興についてお答えをさせていただきます。

1点目の、垂井子供地歌舞伎支援と観光振興を結びつけた誘客についてお答えをさせていただきます。

先日、8月27日日曜日に実施されました子ども地歌舞伎公演2017におきましては、垂井町、揖斐川町、新城市の子供たちがすばらしい歌舞伎を披露してくれました。当日の一番初めの垂井町の出演は、大いに好評を博したところでございます。

県では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、地歌舞伎を推進しておるところでございます。これは、オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典だけでなく、文化の祭典でもあるということから、開催国の魅力発信の絶好の場所として捉え、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が推進する文化プログラム「東京2020参画プログラム」と国が推進する「beyond2020プログラム」双方の認証を受け、2016年から2019年まで継続して地歌舞伎公演を行っていくとともに、2020年には県下全域の地歌舞伎保存団体が一堂に会する公演を開催し、岐阜の地歌舞伎を強く発信していくものです。

今回、垂井の子供歌舞伎をぎふ清流文化プラザで公演できたことは、多くの方に垂井の子供歌舞伎に興味を持っていただけたものと思います。これによりまして、曳山まつりに足を運んでくださる方がふえるのではと期待しておるところでございます。

また、さらなる誘客のため、垂井の子供歌舞伎と他市町との交流を行っていくことも有効であると考えており、今後、県の支援を有効活用しながら誘客を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、関ヶ原合戦を主体とした観光振興を進める上での誘客について、お答えをさせていただきます。

県では、平成27年度から、関ヶ原を中心に関ヶ原合戦に関する史跡案内に対する補助が行われております。

垂井町におきましても、平成27年度に4カ所、平成28年度に8カ所、平成29年度に3カ所を整備しているところでございます。

また、垂井町観光協会におきましては、関ヶ原合戦パンフレットの製作や家紋シールをノベルティーとして作成し、広く配布していくなど、誘客に努めているところでございます。

今後は、現在公開されている映画「関ヶ原」の効果を期待いたしまして、関ヶ原合戦は関ヶ原だけじゃないということを前面に押し出し、観光協会と協力しながら誘客を進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思いをします。

私のほうからは、3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、社会福祉協議会の運営等について、2点目は高齢者肺炎球菌ワクチン接種について、3点目は中学生の部活動のあり方について、以上3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、垂井町社会福祉協議会の運営等についてでございますけれども、近年、福祉ニーズは多様化し、高齢化もあって、ますます増加してきております。この需要に応えるため、社会福祉協議会の役割は増大する一方であると思っております。さらに、ボランティアの人たちと協力しながら、創意工夫をし、事業に取り組んでおられることに対しまして、敬意を表するものであります。

しかしながら、社会福祉協議会の運営等は、財政的にも人材的にも逼迫している状況だと思っております。また、今日、社会福祉協議会への寄附等といったものもなかなかふえていない状況だと思っております。

平均寿命が延びていることは喜ばしいことではありますけれども、認知症になられる方もふえ、判断能力が十分でない方への、生活を助ける、あるいは支える日常生活自立支援事業の利用者の方も増大していることと思っております。全国的にも、この支援計画をつくる専門員等の不足も課題となっていることも報道されているところでございます。

専門員は、介護保険や障がい者支援などの専門知識が必要で、多忙をきわめており、さらに利用者には生活保護の受給者も多く、幅広い知識が求められております。

また、社会福祉協議会は、垂井町デイサービスセンターの指定管理を受け、運営等に当たっておりますが、社会福祉協議会における専門員、あるいは支援員は十分であると認識されているのかをお尋ねしたいと思います。また、十分でないとすれば、町としてどのような対策をお考えなのかをお伺いしたいと思います。

続いて2点目でございますけれども、高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてでございます。

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が、平成26年10月1日から予防接種法に基づく定期接種となりました。

肺炎は、近年増加傾向にあり、日本人の死因の第3位を占め、肺炎で亡くなる方の9割以上が65歳以上の高齢者となっております。肺炎の予防や重症化を防ぐためには、肺炎球菌ワクチン接種による効果が期待されると思っております。

そこでお尋ねをいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者の接種率はどのぐらいあるか。あわせて、近隣の自治体と比較して当町はどうであるか。また、高齢者は重症化のリスクが高いため、高齢者肺炎球菌ワクチン接種を65歳以上は無料にしてはどうか。3つ目として、高齢者肺炎球菌ワクチ

ン接種の効果についての認識をどのように考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

3点目でございますが、中学生の部活動のあり方についてでございます。

現在、中学校学習指導要領で、部活動は学校教育の一環であるものの、教育課程のほかに位置づけられています。子供が自主的・自発的に参加することによって、学習意欲の向上や責任感・連帯感を育てていくことにつながるとされています。実際、部活動が好きで、毎日楽しく活動している子供はたくさんいます。また、部活動の指導に積極的なやりがいを感じている教員もたくさんおられます。

部活動に教育的効果があることは認めているところでございます。しかしながら、近年、部活動をめぐる問題が相次いで提起されています。

そこでお尋ねをいたします。

文部科学省は、中学校の運動部の部活動について、休養日を適切に設定するよう全国の教育委員会に通知を出していると思いますが、中学生の部活動の加入状況や日常活動の実態、例えば活動日数・時間はどれぐらいか、また休養日はあるのか、お尋ねをいたします。

2つ目として、子供は、学習、部活動以外の諸活動、休息、家庭や地域での生活にかかる時間が制約されています。また、全国的に、子供の命に直結する事故や暴力、体罰が発生していることも気がかりです。そもそも子供には、部活動に加入する、加入しないといった選択肢があると思いますが、子供の自主性を尊重し、加入を強制させることがあってはいけないと思います。このことについてはどのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

さらに、教員の労働時間の観点から、教員の多忙化や過重労働の大きな要因として部活動が上げられます。教員の本来の職務でないのに大半の教員に部活動の顧問を割り振られ、教員の最も重要な仕事である授業の準備や学校経営にも影響が出てきます。要するに、教員に大きな負担がのしかかっているように感じます。そこで、顧問をしている教員の割合、競技経験のない部活動の指導を行っている教員の割合はどうなっているのか。また、教員には顧問の選択ができると思いますが、その見解をお伺いしたいと思います。

以上3点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの乾議員からの質問のうち、1番目の社会福祉協議会の運営等については健康福祉課所管、また2番目の高齢者肺炎球菌ワクチン接種については保健センター所管ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、1番目の社会福祉協議会の運営等についての質問の、専門員あるいは支援員は十分であると認識しているかですが、現在、垂井町社会福祉協議会が実施しています日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるように、福祉サービス利用の援助や、日常生活に必要なお金の出し入れや、事務手続などを支援する事業です。利用希望者と県社協と町社協の3者が

利用契約を締結し、その契約書や支援計画に基づいて支援が実施されます。この事業は岐阜県社会福祉協議会が実施主体であり、事業の一部を垂井町社会福祉協議会が受託して事業を行っております。職員配置としては、申請者の状態の確認をして、支援計画を作成し、契約までの調整を行う専門員と、利用者に対して具体的な支援をする生活支援員を置くこととされています。町社協では、専門員は兼務で1人、生活支援員は非常勤の専従で1人という体制で実施しており、現在7人の方が利用されております。

この事業は県社協からの受託事業であることから、町が専門員や生活支援員が十分であるかどうかを判断することは難しいと考えます。しかし、地域福祉において垂井町社会福祉協議会の果たす役割は非常に大きいことから、町社会福祉協議会の運営も含め、連携を密にし、車の両輪のごとく、引き続き地域福祉の推進を図っていきたいと考えているところです。

以上が1番目の質問、社会福祉協議会の運営等についてです。

続きまして2番目の質問、高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてですが、肺炎は我が国の死亡原因の第3位となっており、日常的に発症する成人肺炎の25%から40%が肺炎球菌が原因と考えられています。

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、時には敗血症などの重い合併症を引き起こすこともあり、特に高齢者での重篤化が問題となっています。

これらのことから、高齢者肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成26年10月1日から、予防接種法に基づき市区町村が主体となって接種する定期接種となり、過去に接種歴のない65歳以上で、70歳、75歳、80歳と5歳単位の年齢の方で100歳までが、町の助成を受け、肺炎球菌ワクチンを1回受けることが可能となっています。この助成につきましては来年度をもって終了となり、平成31年度からは、助成対象者が65歳の方と、60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能等の障がいを有し、厚生労働省令で定める方に対し、接種費用の一部が公費で助成されます。

さて、1つ目の質問、接種率についてですが、昨年度の当町の接種率は27.7%で、約3割の方が接種されました。近隣市町の接種率はおおむね3割から4割となっており、当町の接種率はやや低い状況であると言えます。

また、当町において、65歳以上の方でこれまでに予防接種を受けられた方は約2,360人で、65歳以上の方全体に対して28%ほど、約3割の接種率となっております。

次に2つ目の質問、高齢者肺炎球菌ワクチンの無料化についてですが、現在、肺炎球菌ワクチンの接種については、保健センターの窓口において接種歴等を確認し、申請に基づき予診票を交付しています。予診票の交付を受けられた方は、郡内の委託医療機関に予約して、自己負担3,000円によりワクチン接種を受けられます。

接種の無料化については、県内の状況を見てもみると、白川村を除き、残る全ての市町村においては、接種者に対し2,300円から4,000円まで自己負担をお願いしております。

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種は、子供が無料で接種できる日本脳炎や麻疹、風疹といった疾患の発生及び集団での蔓延を予防するA類疾病と異なり、インフルエンザ予防接種と同様に、個人の発病及びその重症化を予防するなど、個人予防に重点が置かれるB類疾病として予防接種法施行令に定められており、接種についてはあくまでも本人が希望する任意の予防接種であることから、無料化への移行については今のところ考えておりません。

次に3つ目の質問、高齢者肺炎球菌ワクチンの効果についてですが、ワクチンを接種することで肺炎球菌による肺炎の重症化を抑制し、また死亡のリスクを軽減させることから、肺炎リスクの高い高齢者においては予防効果があるものと認識しており、あわせて医療費の抑制にもつながるものと考えております。

当町としては、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種について、今後も、広報、町ホームページ、また医療機関窓口に案内を掲示するなど、対象者への周知を図るとともに、引き続き不破郡医師会と連携し、円滑な事業を進めてまいり所存でございます。

以上が2つ目の質問、高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてでございます。

以上、乾議員からの2つの質問に対するお答えとさせていただきます。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 私のほうからは、乾議員の3つ目の御質問、中学生の部活動のあり方についてお答えさせていただきます。

まずもって、この夏休みに行われました中学校体育大会におきましては、不破中学校野球部が東海大会において3位に入賞し、宮崎県で行われました全国大会出場を果たしました。保護者の皆様はもとより、町民の皆様にも御声援をいただき、ありがとうございました。

さて、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養と学校教育が目指す資質・能力の育成に資することから、学校教育の一環として取り扱われています。また、部活動は、異年齢との交流の中で生徒同士や教員と生徒等との人間関係を築いたり、生徒自身が活動の中で自己肯定感を高めたりするなど、教育的な意義が高い活動であると捉えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、そうした部活動の意義と教員の勤務のあり方、あるいは少子化の中での部活動のありようなど、部活動をめぐる問題が提起されているところであります。

町内の中学校においては、こうした問題を踏まえ、改善を図りつつ部活動を行っているところであります。

1つ目の部活動の活動日数や休養についてお答えいたします。

活動日は、月曜日から金曜日の5日のうち3日間、放課後を使って部活動を行っております。なお、日没時刻に応じて、夏の期間は16時20分から17時45分まで、春・秋の期間は16時20分か

ら17時15分まで、冬場は活動を控えるなど、終了時刻を変えて部活動を実施しております。朝の部活動については7時30分から7時50分まで、不破中学校は月曜日から金曜日までの5日間、北中学校は火曜日から金曜日までの4日間行っております。

また、休養日につきましては、生徒の休養や家庭で過ごす日の確保、顧問の過重な負担を防ぐため、原則として、第3日曜日の家庭の日、定期テストの1週間前、土曜日・日曜日のどちらかを休養日としております。なお、土曜日・日曜日の活動は1日4時間程度の活動としております。

2つ目の、子供の自主性を尊重し、加入を強制させることについてでございますが、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動ではありますが、教育的な意義も高いことから、原則、全員加入としております。ただし、地域のスポーツクラブに参加する生徒や集団活動が苦手な生徒など、生徒の状況に応じて部活動の加入や実際の活動について配慮することが必要であると考えており、学校でもそのように取り組んでいるところであります。

次に、3つ目の部活動の顧問についてでございますが、現在、中学校において、管理職を除く全ての教員がいずれかの部活動の顧問をしております。また、部活動の顧問をする教員のうち、61.7%の教員が競技経験のない部活動の顧問をしている現状でございます。

顧問として指導に当たる教員には、みずからの競技経験や興味を生かし、部活動を選択できるように配慮したいところではございますが、学校の規模や生徒の希望によって設置する部活動の数や種類について限界があるのも実態であります。

そこで、教員の顧問の配置については、年度当初、各教員に対して希望する部活動を調査し、競技経験や興味・関心等を踏まえて顧問を配置しております。競技経験のない教員については、過度な負担にならないよう、競技経験のある教員や顧問経験の長い教員と複数で担当するよう配置を工夫しております。

生徒にとっては、部活動は、勝ち負け以上に、練習を継続的に行う忍耐力を養ったり、仲間との連帯感を感じたりするなど、心も体も成長をしていくいい機会であります。また、教職員にとっても、教室で見せる生徒の姿とは違った一面を知ったり、生徒の成長に対して喜びを感じたりする場でもあります。今後も、生徒の成長と教職員の勤務のバランス等を踏まえ、健全な部活動の運営を進めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

中学生の部活動のあり方についてでございますが、質問をしたいと思っております。

垂井町においては、部活動について、保護者とか、あるいは地域の住民からいろんな意見等を寄せられたことはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

2つ目につきましては、先ほども御答弁がございましたが、中学校の部活動に対して、外部

指導者の派遣とか、あるいは顧問ですね、こういったもの、外部からの顧問を導入するといった考えがあるのかどうか。また、町体育協会とも連携をとりながら、その中で指導者の派遣も考えられると思いますけれども、今後の取り組みにつきまして、教育長の御見解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） ただいま乾議員からいただきました再質問について、答弁させていただきます。

まず1点目の、部活動に関する保護者・地域の方からの御意見等でございますが、特段、地域の方々からの御意見等は特にございませんが、保護者につきましては、いろいろそれぞれ各学校で、部活動の保護者会等々で、顧問の先生と保護者の方と今後の部活動の活動の進め方等についての話し合いをさせていただいておりますので、そういう場で保護者の方の意見も組み入れながら部活動を進めさせていただいております。

また、2点目の外部コーチの導入等についてでございますが、それと関連します体協との連携というのもございますが、先ほど言いましたように、教員の過重な負担を防止するためにも、また生徒のいろんな時間を確保するために、部活動の時間について、特に土曜日・日曜日についてはいずれか1日というような形で、今、取り組みを進めさせていただいておりますが、やはり中にはそれ以上頑張りたいという生徒等もございますので、今、それぞれの中学校では、保護者会等々と相談して、いわゆる保護者会クラブとかも立ち上げて、そういった中で外部コーチに指導をお願いしている部分もありますし、また、先ほど言いましたように、専門的な競技経験のない教員が61.7%ということでございますので、地域の方の中でそういった専門的な知識のある方等で、部活動の指導をしてもいいよというような方がおられました場合には、保護者会等ともお話し合いの上で、学校長が外部コーチとして今委嘱して、指導をしていただいているところでございます。

体育協会との連携については、今、直接、そういった外部コーチ云々について連携はしておりませんが、今後、ますますやはり教員だけの部活動の活動というのは難しくなってくるので、外部コーチなり、そういった地域の方の御協力が必要になるかと思っておりますので、そういったときには、また体育協会とも連携を図りながら、そういったコーチのお願いもしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 後藤省治君。

[10番 後藤省治君登壇]

○10番（後藤省治君） 私は、毎日、元気なまちづくりのために頑張っているつもりであります。今回の質問は、元気な子供づくりの一翼になればよいかと思って質問します。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

平成7年に議員に初当選させていただき、一番最初に質問させていただきました内容は学童保育の設置についてでありました。当時は、まだまだ住民への浸透はなく、一部の働く仲間の中からも、ぜひ学童保育はやってくださいと強い要望がありました。当時の担当の方は聞く耳を持たない感じでありましたが、その後も同僚議員何人かが質問を行い、現在は立派な留守家庭児童教室が設置されて、今は当たり前のように活動されています。

私は、議員活動は、住民の要求や要望を正確にその正当性を伝え、逆に、行政の執行については、その考えや将来の方向性を住民へ伝えることが重要な役割であると考えています。よいものはよい、住民のニーズに合わないものはノーと言える議員であることを心がけています。

今回の質問は、留守家庭については、非常に成熟した事業であり、よいものだからまだまだ伸ばすことが必要だと思い、質問します。

もう1点の子供の自殺問題については、この8月の夏休みの間に、新聞紙上で何度も休み明けの自殺対策は注意が必要だと警告を鳴らしていたものであります。

それでは具体的な質問に入ります。

第1点目の質問は、留守家庭児童教室の運営についてであります。

平成26年4月30日に厚生労働省令が発表され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が制定されました。この基準は、設備・運営基準のほか、市町村の役割として、最低基準を定め、向上させることが必要であると規定しています。その第5条には、放課後児童健全育成事業の一般原則として、対象範囲が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改正されています。すなわち、今まで留守家庭児童教室の制限範囲が1年生から4年生であったものが、小学校の1年生から6年生までになったとの意味のものであります。

以上の法的根拠をもとに、垂井町の対応について質問いたします。

第1点目の質問は、昨年度に対象児童が4年生まで引き上げられたが、さらに6年生まで引き上げる予定はないかとの質問であります。

垂井町の平成29年度の事業予算を見てみると、留守家庭児童教室の運営に係る費用は2,873万6,000円であり、財源の内訳は、国・県補助金が788万4,000円で27%、保育料、その他で1,653万8,000円で58%であり、一般財源は431万4,000円で15%となっています。この一般財源について、平成26年度から比較してみますと、平成26年が1,190万円、平成27年が642万9,000円、平成28年が233万4,000円となっています。すなわち、対象者の構成によっても影響しますが、全体的には費用は少なくなっています。

留守家庭児童教室の申込書を見ていると、表紙に「入室順位を決定するくじを引いていただくため」という文言がありますが、毎年希望者はオーバーになっていることがわかっていなが

ら、なぜ広くして対象を6年生まで広げることを考えないでしょうか。子ども・子育て支援事業計画には、受け入れは定員の240人になっているようであります。

行政は、いつも住民側に立って行うべきですが、町長の決断一つだと思います。空き部屋だけの問題で対象者の延長が難しいならば、公営だけでなく、民間委託も考えられると思います。前向きな検討をいただくようお願い申し上げます。

第2点目の質問は、利用意識調査はどの程度で、誰を対象に、どんな内容で行っているのかについて質問いたします。

平成26年度に、全国調査において、放課後児童健全育成事業に関する量の見込み調査の報告がありました。一般市だけのデータを見ると、5歳児、すなわち幼稚園児の利用意向率は、低学年までが33.4%、高学年までが18.3%であり、小学校就学児童の利用意向率は、低学年までが25.9%、高学年までが12.1%でありました。

垂井町の量の見込みは、予算ベースですが、常に定員だから237名程度のままであり、本当に留守家庭教室を望んでいる隠れた待機児童が存在しているのではないのでしょうか。両親が共働きである家族は78%程度と聞いています。くじ引きにあふれた児童は一人でいるときもあり、いろんな誘惑もあり、安心・安全の面からもしっかりしたデータを周知する必要があると思います。

第3点目の質問は、留守家庭教室の定員の拡大について考えているかどうかについて質問いたします。

国の省令基準では、学童保育の基礎的な単位はおおむね40人以下とすると定められています。したがって、教室内の人数を増加することは非常に難しいことである。しかし、待機児童を解消するには、児童を確保することを考えなければならないと思います。

現在、80人定数は東地区だけになっていますが、他地区からの受け入れも含めると、もう1カ所増加してもいいのではないのでしょうか。

もう一つの考察は、全国学童保育連絡協議会のデータによると、おおむね40人以下については45人以下と理解しているとのこととあります。執行部の考えはどのように捉えているのでしょうか。

全国レベルでは、この10年間で学童保育施設はプラスの9,683カ所増加し、1.6倍となりました。平成27年の施設の絶対数は2万5,541カ所になっています。また、入所児童の場合は、この10年間でプラス33万人増加し、1.5倍となっています。平成27年度の入所児童数は101万7,429人になっています。

以上のように、毎年利用者は増加している状況にあります。定員の拡大も考える必要があると思いますが、答弁のほど、よろしく願いいたします。

第4点目の質問は、法に基づく垂井町の最低基準を定めているか、または設備・運営基準に関する条例を定める予定はないのかについて質問いたします。

横浜市では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例が制定されており、

最低基準を定めている。

省令で定めている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の第3条には最低基準の向上が規定されており、市町村長は、市町村が条例で定める基準を定め、その設備及び運営を向上させるように勧告ができるとあります。これは、垂井町の条例を策定することが必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

大きな2点目の質問は、子供の自殺対策についてであります。

1点目の質問は、垂井町自殺対策計画は策定されているか、また今後の対応はどうされるかについて質問いたします。

平成27年に「自殺対策白書」が発表され、夏休み明けの自殺が急増しているとのことであります。8月27日の新聞によると、40年間で18歳以下の日別自殺者は、9月1日が131人、9月2日で94人、8月31日で92人となっています。平成18年に制定された自殺対策基本法の第13条には、市町村で市町村自殺対策計画を定めると規定されています。事業には交付金が出るようですが、現状、どのような進展になっているのでしょうか。

2点目の質問は、夏休み明けの学生の出席状況はどうかについて質問いたします。

内閣府及び警察庁が出した自殺統計によると、小学生、中学生、高校生の自殺者数は、平成25年度において全体で320人、そのうち小学生が8名、中学生が98名で、中学生は今までに最高となっています。高校生は残りの214人となっています。原因別・動機別に見ると、学校問題での自殺が40%となっています。中でも大きい要因は進路とか学業の不振などであり、いじめによるものは5名で1.8%であります。

夏休み明けの状況は、細かく接することが必要だと思いますが、まず学校への出席状況はどうでしょうか。休むことが多くなった人とか、特別に休んだ人はいないでしょうか。

私は、いじめは小学校で嫌がらせの種ができて、中学校で大きく問題化されたとき、遅過ぎると思います。出席率を細かくチェックすることが問題の防止への道だと考えますが、教育委員会のいじめ・自殺についてのお考えをお聞かせ願います。

3点目の質問は、自殺対策について、垂井町の実態と今後の対応はどうされるか、また学生の相談件数と状況の実態はどうかについて質問いたします。

岐阜県の郡上市では、郡上市いのち支え合い（自殺対策）行動計画が制定されております。その計画の推進体制は、自治会、警察署等が入った郡上市いのち支え合い連絡協議会でいろんなことを決めているようであります。

垂井町の自殺対策の実態がどのように動いているのか、全く見えてこないのですが、どんな組織で、どのような実態把握をされているのでしょうか。小学生や中学生などの悩みを聞いたり相談を受けたりするのはスクールカウンセラーでしょうか。どれぐらいの相談件数があつて、悩みの多いのはどういったことかなど、どのような整理がされているのでしょうか。

最後に、スクールロイヤー制度について、どのように考えているか、また導入についてはどうかについて質問いたします。

8月25日の新聞によると、「いじめ対応で、学校に弁護士」という標題を目にしました。内容は、文部科学省は、24日、学校での重大ないじめの判明時にトラブルになりがちな教員と保護者との間に立ち、適切な対応方法を助言する弁護士を派遣する制度をスクールロイヤー制度と言うそうであります。

できたばかりの制度であり、不明な点も多いので、教育委員会の考えをお答え願います。

以上で質問を終わります。よろしく答弁のほど、お願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの後藤議員からの質問のうち、1番目の留守家庭児童教室の運営については健康福祉課所管、2番目の子供の自殺対策についての一部が保健センター所管ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、留守家庭児童教室の運営についてですが、当町の留守家庭児童教室は、現在、定員240名で、5つの教室で開設し、教室が設置されていない校区の児童には、子育て応援タクシーを活用して運営しております。昨年度からは、対象児童を4年生まで拡大するとともに、夏休みみの受け入れを実施したところです。

それでは1つ目の質問、昨年度に対象児童が4年生まで引き上げられたが、さらに6年生まで引き上げる予定はないかについてですが、議員御説明のとおり、平成26年度に留守家庭児童教室の対象児童を「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童まで」と改正がなされています。これを受けて、当町でも昨年度より対象児童を4年生まで拡大したところです。

今回、受け入れの拡大を4年生までとしたのは、当町の留守家庭児童教室は、東小留守家庭児童教室を除き1クラスしかなく、同じ教室に1年生から6年生が混在した生活について危惧したため、まずは4年生についてのみ拡大したということです。

一般的に、低学年から高学年に向けて順に利用の割合は減っており、現在の4年生の入室状況は、4月1日現在、町内全教室で178名中15名、全体の8%ほどです。なお、担当の健康福祉課といたしましては、4年生までの拡大以降、6年生までの拡大の件につきまして、要望等をほとんど受けたことがなかったことから、今に至っていたのが現状でございます。しかしながら、国で対象児童の枠が改正され、今回、要望もあることから、今後、保護者へのアンケート調査などを実施の上、検証し、高学年の受け入れについて慎重に判断したいと考えております。

なお、御質問の中のくじ引きについてですが、毎年申請者全員に行ってもらっていますが、もしも申込人数が入室者の受け入れ可能人数を超えた場合に優先度をつける明確な決定基準が必要となることから、あらかじめくじを引いてもらっているもので、定員を超えることが承知していることを理由に行っているものではありません。例えば今年度におきまして、町内全体で定員240名に対し、4月1日現在178名の入室で、受け入れの決定はくじ引きの結果には基づ

かずに、全て希望どおり入室することができており、待機児童は発生していないのが現状です。

また、民間委託の件についてですが、現在、民間からの開室要望は聞いておりませんが、今後、要望がありましたら、公営と民間での安定した受け入れ体制の確保も含め、また他市町での実績についての情報を取り入れながら、議論を積み重ねてまいりたいと思っております。

次に、2つ目の質問、意向調査は、どの頻度で、誰を対象に、どんな内容で行っているのかについてですが、留守家庭児童教室に関する利用調査としては、平成26年度に、小学校3年生で留守家庭教室を利用されている保護者の方に、仮に4年生まで預けられることになったら継続して預けたいかどうか、校区が違ったとしても預けたいかどうかについてのみ調査をいたしました。この結果により、昨年度から4年生の受け入れを実施したというものでございます。

また、平成28年度において学校で土曜授業が始まったため、留守家庭児童教室の土曜開室について、同じ第1土曜日に合わせたほうがよいかという確認のアンケートを今年度4月からの入室受け付けの際に行いまして、早速、今年度から学校の土曜授業に合わせて開室するという事にいたしました。

また、平成25年度には、子育てニーズをつかむため、子供の子育てに関する計画策定の機会を捉え、子育て世帯を対象とした子育て全般についてのアンケートを行っています。この調査からは、垂井町の量の見込みについて、過去からの人口推移や動向なども踏まえて推計値を出しており、平成27年の計画当初より、平成28年度を除き、240名の定員を超えることはないと推定しており、実際、定員を超えていないのが現状でございます。

次に、3つ目の質問、留守家庭児童教室の定員の拡大は考えているかについてですが、今年度の入室児童数について、当町では、国の配置基準である1教室おおむね40人に準じて、既に弾力的に対応しているところでございますが、町全体として、定員240名のところ、4月1日現在の入室合計は178人と下回っています。

なお、地区的に若干のばらつきはありますが、平成29年4月1日現在の各教室の定員と利用状況は、垂井小学校留守家庭児童教室では定員40名に対して在籍44名、東小学校留守家庭児童教室では定員80名に対して在籍46名、宮代小学校留守家庭児童教室では定員40名に対して在籍15名、表佐小学校留守家庭児童教室では定員40名に対して在籍41名、府中小学校留守家庭児童教室では定員40名に対して在籍32名の、合計178名の在籍となっています。垂井小学校留守家庭児童教室と表佐小学校留守家庭児童教室は、定員40名のところ、おおむね40名の基準に基づき、弾力的に対応し、それぞれ44名と41名を入室といたしました。

また、例年、夏休み明けに退室する児童が多く、4月の段階で40名を上回っていた垂井小学校留守家庭児童教室と表佐小学校留守家庭児童教室も現在は定員を下回り、それぞれ37名と38名になっており、9月現在で151名が在籍で、240名の定員に対し、63%ほどとなっております。

なお、1年間平均在籍児童数は、平成27年度は185名、平成28年度は171名、平成29年度、今年度ですけれども、年度当初の入室が178名ということで、ほぼ横ばい状況だということでございます。これら数値的データから勘案いたしますと、現在の受け入れ状況にはまだ余裕があ

ることから、今すぐに定員の拡大や施設の拡大について実施することは時期尚早かと考えております。

次に、4つ目の質問、法に基づく垂井町の最低基準を定めているか、または設備・運営基準に関する条例を定める予定はないかについてですが、当町では、最低基準及び設備・運営基準に関する条例について、平成26年9月に垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を既に定めております。当条例は全22条で構成され、条例の趣旨や基準の目的から始まり、原則、設備の基準、職員、運営規定、開所時間及び日数についてなどを定めているものです。御確認をお願いいたしたいと思っております。

以上が1番目の質問、留守家庭児童教室の運営についてでございます。

次に、2番目の質問、子供の自殺対策についてですが、保健センターに関連する部分についてのみお答えをさせていただきます。

初めに、1つ目の質問、町自殺対策計画の策定についてですが、議員が申されるとおり、自殺対策基本法第13条第2項において、国の自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画、並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を策定することが規定されています。

先般、9月6日に、副知事、県内の市町村の首長及び市町村担当者、国・県の関係機関等が参加し、岐阜県自殺対策トップセミナーが開催され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を基本理念とした、新たに見直しされた国の自殺総合対策大綱の説明を受けたところです。

県は今年度中をめどに、また市町村は当該大綱及び県の対策計画等を勘案しながら、来年度中の自殺対策計画の策定に向け、取り組むこととなりました。なお、策定する計画に基づく自殺対策のための必要な事業については、当該事業に要する経費について、厚生労働省令の定めにより予算の範囲内で交付金が交付されることから、計画策定後の事業については、交付金の活用を十分に検討しながら実施してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の質問、自殺対策について、町の実態と今後の対応についてですが、町の実態につきましては、過去5年間の自殺の概要を見ますと、年平均、男性4人、女性2人、計6人の方が垂井町内で亡くなられており、男性では60代の方が、女性では40代の方が、また無職者でひとり暮らしの方に多い傾向にあるということです。

こうしたことから、毎年、町民の皆さんへ自殺対策のための取り組みを行っており、西濃保健所とも連携し、保健センターにおいて心の相談の実施、また今年、9月号の広報「たるい」においても、自殺予防週間に合わせて、「かけがえのない命を大切に」と題し、相談窓口の案内などを掲載いたしました。また、町のホームページにおいては、ストレス度や落ち込み度など心の健康状態を確認するメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を平成27年度から導入し、昨年度は約1万人の方が利用をされております。

今後の対応といたしましては、所管する健康増進担当部署だけではなく、子育て支援、教育

委員会、企画調整課など、総合的な連携体制を整えるとともに、医師会、心の悩みなどの相談機関、警察、消防、関係団体など、また地域住民の皆さんとも情報を共有しながら、自殺対策に取り組んでまいります。

以上が2番目の質問、子供の自殺対策についてのうち保健センター所管に係る部分でございます。

以上、後藤議員からの2つの質問に対するお答えとさせていただきます。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 後藤議員の御質問のうち、学校教育課にかかわる部分についてお答えさせていただきます。

子供の自殺対策についての2つ目の、夏休み明けの児童・生徒の出席状況についてお答えいたします。

9月1日以降、児童・生徒の出席につきましては、その状況を各学校の管理者から毎日メールなどで報告を求めています。報告書には、欠席した児童・生徒の氏名、欠席理由、不登校傾向の有無について記入するようにしております。その結果を見ますと、夏休み明け以降、新たに欠席が多くなった子供は、現在のところ、おりません。

次に、教育委員会のいじめ・自殺についての考え方についてでございますが、確かに、時にはいじめが唯一の原因となって生じる自殺もあります。しかし、同時に、子供の自殺の多くは、さまざまな原因から生じる複雑なものであると考えております。だから、何よりも子供の内面を日々見詰めることが重要であると考えております。日々の出席状況を把握することも、そのための一つの方法であります。

また、悩みアンケートの実施や日記・生活記録ノートの見届けなど、子供の悩みを早期に発見し、早期に対応ができるよう努めていくことが重要であると考えております。特に子供の一番身近におられる保護者と十分な連携を図りながら、子供の悩みを早期に把握してまいりたいと考えております。

次に3つ目の、児童・生徒の相談件数と実態についてお答えします。

現在、学校では、学級担任を初め、養護教諭、校長など、全ての教職員が子供の悩みや相談を受け付ける体制を整えております。また、子供の心理にかかわる専門性の高いスクールカウンセラーや町のスクールアドバイザーを各学校に派遣し、子供の希望や保護者の希望、あるいは教員の求めに応じ、子供の相談に当たることができるようにしております。

相談件数と実態につきましては、平成28年度、保護者を対象とした相談件数が261件、子供を対象とした相談件数が590件、合計851件でした。そのうち、最も多い相談内容は、不登校についての203件、2番目が友人関係の107件、3番目が教職員との関係の81件で、いじめに関することは6件となっております。これらの相談内容につきましては、対応に緊急性が高いもの

と継続的に見守る必要があるものにと大きく分け、緊急性の高いものにつきましては、校長に迅速に伝えるとともに、校長の指示によりケース会議を開催するようにしております。

ケース会議には、管理職、学級担任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールアドバイザー、場合によっては町教育委員会指導主事等が参加し、情報を共有するとともに、それぞれの立場での今後の対応を共通理解しております。

次に4つ目の、スクールロイヤー制度についてお答えいたします。

スクールロイヤー制度とは、法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的な側面からのいじめの予防教育を行うとともに、いじめなどの諸問題の解決やトラブルの解決のため、法的な側面から学校を支援する制度でございます。

文部科学省は、全国10地域を対象として、スクールロイヤー活用に関する調査・研究をするため、この夏、概算要求をしているところであります。

現在、垂井町では、いじめ等対策支援緊急会議に弁護士を委員として位置づけ、いじめ防止や保護者対応等において、法律上の観点から助言をいただく体制を整えているところであります。また、さまざまな学校で起こる諸問題に対しては、町の顧問弁護士に相談できる体制も整えております。しかしながら、スクールロイヤー制度が導入されれば、法的側面からのいじめの予防教育ができる、教員向けの研修会が実施できる、学校のさまざまなトラブルに法的な解決策を支援できるなどのメリットの多い制度であると考えておりますので、今後の国の動向に注目していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 大変たくさんのお聞きして、答弁ありがとうございました。

まず第1点目の留守家庭の問題で、私が一番心配していたことは、隠れた待機児童はいないのかということが一番気にしているわけなんです。

アンケートをとられたのも、26年度に小学校3年生を対象に、その保護者だけにアンケートをとったということで、全小学生とか、そういったところにはとっていないのかどうか。ほかの人の本当の、留守家庭に対する希望者とか、お金の問題もあるだろうし、家庭の問題もあるだろうし、これはいろんな事情があるだろうと思うんですけども、常にこういったアンケート、対象者を把握することが必要でないかということをお聞きさせていただいたつもりです。もう一度、そういった方向に向けた、全員を対象にした意向調査をする予定はないかどうか、再質問いたします。

もう1点は、この状況の中で、他市町村と比較をしたらというの、ちょっと舌足らずでそこまで質問が行き届かなんだんですが、この西濃地区で6年生までやっている留守家庭教室がないのか。あればどこか、データを持っておられたらお答え願いたいと思います。

2点目の自殺対策については、教育委員会の中でいじめが原因で自殺するというふうなこと

を把握するのは非常に難しい、まさに答弁はそういった答弁だったように思います。しかし、この9月に入って、テレビのニュースなんかでは、もう既に3件の方が自殺されているというニュースが流れているわけなんです。

その相談件数がいかにも多い。851件ですよ、保護者、子供も入れて。それで、その中の不登校とか友人関係、教育の問題が大きな問題。これが原因になって、やはりいじめに結びついてきているのではないかということだと思っんです。単なるいじめの相談が6件で終わったという問題じゃないと思っんです。

そこらあたり、教育長にお尋ねしますが、もう少し掘り下げた見解を持っていないのかどうか。ちょっと今の答弁では、さっと表面的で、何をつかむのかというのがわからない答弁だったように思いますので、再度教育長にお尋ねいたしたいと思っんですので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの後藤議員の再質問につきまして、私のほうからは留守家庭児童教室の内容についてお答えをさせていただきたいと思っんです。

まず1点目のアンケートの件でございます。

先ほどお答えさせていただきましたように、6年生までの拡大については、一応アンケートを行う予定でございます。ただ、内容につきましては、今言われましたような全体を把握するためというのもあるんですけども、本当に全体で行うのがいいのか、ある程度やっぱり特定された方がいいのかというのは、そのアンケートの内容と申しますか、目的によってやっぱり違っんかと思っんですので、十分検討して行っていきたくと思っっております。

〔「あふれた待機児童はどうなったの」と呼ぶ者あり〕

基本的に定員以内でおさまっている、何も枠をかけておりませんので、基本的には待機児童はないと思っっております。

アンケートにつきましては、そのようなことでございます。

それと近隣市町の件でございますが、今、私どもで把握している内容ですけれども、大垣市につきましては小学校4年生、養老町が小学校3年生、池田町、神戸町、揖斐川町につきましては小学校6年生という情報を得るところでございます。

以上です。御理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（角田 寛君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 子供の自殺対策につきまして再質問をいただきましたので、私のほうからお答えいたします。

将来ある子供がみずから死を選ぶような痛ましい事件が起きてはならない、これが私どもの方針の第一でございます。

垂井町の教育は、人命と人権尊重の精神を基盤として、今も行っているところであります。

先ほど答弁の中で、2学期、新たに休みになった子供はいないというお話をさせていただきましたが、この夏休み明けの問題意識につきましては、各学校、校長を初め、教職員も同じように持っているところであります。そのために、2学期を迎える学校体制を万全に整え、例えば夏休み中に登校日をあえて設定し、その中で課題を集め、過重負担な課題である場合には配慮をする、あるいは学校によっては往復はがきで暑中見舞いを出し、返事が来ない家庭については家庭訪問するとか、あらかじめ想定されている子供に対しては家庭訪問する、こうした各学校の綿密な努力があって、今、9月1日を迎えているものと考えております。

相談件数が余りに多いという御指摘を受けましたが、いじめの認知件数と同じでございます。私は、小さな芽のうちに、小さな悩みのうちに相談に乗っけるということが大事だというふうに考えております。

本町においては、町単でスクールアドバイザーも雇用し、これで10年を迎え、スクールアドバイザーの機能が一般の町民の方にも広く知れるようになり、子育ての相談にも応じているところであります。

中学校のときに問題になるのではなく、議員御指摘のとおり、小学校、あるいは保育園・幼稚園、あるいは子育ての段階からこうした問題は大きくつながっているんだと思っております。したがって、相談件数は確かに多いんですが、これはある意味、小さな芽のうちに、あるいは小さな悩みのうちに解消をしているということで御理解いただければと思っております。

引き続きまして、垂井町の教育は人命と人権尊重の精神を基盤としまして、万全の体制を整えてまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 12番 栗田利朗君。

〔12番 栗田利朗君登壇〕

○12番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

2点させていただきます。

まず第1点目、北部バイパスの4車線化について。

現在、4車線化に向けて着々と工事が進められていますが、今後の進捗状況はどのようになつて進められるのか、お尋ねします。

垂井町内はいつ完成予定でしょうか、おおよそ何年ぐらい先になりますか、お尋ねします。

今後、新規信号機の設置箇所は何カ所ぐらいになりますか。聞くところによると、府中離山工業団地と岩手五明の交差点ぐらいだとも聞いています。企業誘致の取り付け道路はできましたが、府中離山周辺は平成30年度から造成工事が始まります。企業誘致で企業が進出、開業・開設するまでに、交差点、信号機の設置の事業等は間に合いますか、お尋ねします。

また、五明交差点改良については、交差点計画図（案1）、（案2）と2つの案が示されていますが、一日も早く地元の住民と話し合いを進め、1つの案にまとめ、進めるべきではない

でしょうか。話がまとまらない場合、五明交差点改良はなくなり、中央分離帯が設置される可能性もあり得ますか、お尋ねします。

最近では行政から何も話がないと、地元自治会からの声も聞いています。4車線化になると、信号機のないところは、中央分離帯が設置されると南北の横断ができなくなります。北中学校、府中地区まちづくりセンター南の交差点はどのようになるのか、お尋ねします。

2つ目、北部簡易水道の上水道化について。

中川町長は、平成29年度施政方針及び提案説明において、「上水道等により安全な水が供給される町を目指してまいります。上水道の整備といたしましては、相川左岸地域施設改良事業として第1水源地更新事業などの大型事業を進めてまいります。また、簡易水道施設の維持・管理や水道施設配水管網の整備についても努力してまいります」と言われました。北部簡易水道の上水道化の話はありませんでした。今後、水道料金改定を予定されておりますが、この際、北部簡易水道を上水道につなぐ計画を検討されてみてはいかがでしょうか。

将来、北部簡易水道を上水道化される予定があるものとしてお尋ねします。垂井町簡易水道給水条例を改正しなくてはなりません。また、それに伴う予算も必要となってきますので、時間はかかると思いますが、何年ぐらい先になりますか、お尋ねします。

私は、平成17年9月の一般質問で、北部簡易水道について、飲料水として大丈夫なのかという内容の質問をした経緯があります。水道法第20条で定期的水質検査を実施しており、検査は異常なし、標準値以下という担当課長の答弁でした。平成21年夏ごろには、水道水の悪臭で、においを消すのに活性炭を導入した経緯があります。このようなことが二度と起こらないためにも、一日も早く上水道化に向けた計画策定が必要であります。また、岩手地区連合自治会要望では、毎年、明神湖の水質の浄化という要望書も出されています。現在、北部簡易水道を利用している戸数は約1,000軒と聞いていますが、特に水源地に近い地元の住民の皆様は、早く上水道につなげてほしいと願っています。中川町長の所見をお伺いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 栗田議員の大きな1点目、北部バイパス（県道53号線、県道216号線）4車線化についての答弁をさせていただきます。

5点ほど御質問がありましたので、まず1点目から答弁をさせていただきます。

垂井町内の完成予定はいつかについて、お答えをさせていただきます。

予算の状況等にもよりますが、完成時期につきましては未定でございますが、東海環状自動車道のインターアクセス道路といたしまして、早期完成を目指し、必要な予算の確保を行っていくと県より聞いておるところでございます。

次に2点目の、今後の新規信号機の設置箇所は何カ所になるのかとの御質問でございますが、現時点では公安委員会から新規信号機が何カ所設置できるかは聞いておりません。公安委員会からも、直前にならなければ確約できないと聞いておるところでございます。

次に3点目の、府中離山周辺の造成工事が平成30年度から始まるが、開業までに、交差点、信号機の設置の事業は間に合うのかとの御質問でございますが、工業団地の計画につきましては県も承知しております。開業までに交差点整備ができるよう、県と連携を図ってまいります。

なお、交差点整備の前提につきましては、信号機設置となりますので、信号機設置判断につきましては、先ほど申しましたとおり公安委員会となるため、設置に向けて引き続き要望をしていきたいと考えております。

次に4点目の、五明交差点、県道川合垂井線の交差点につきましては、交差点計画図を2案お示しさせていただきました。一日も早く地元住民との話し合いを進め、1つの案にまとめるべく進めていきたいと考えております。

また、この五明交差点計画案につきましては、公安委員会からは、近くに信号交差点が連続しておりますので、必要性を考えると、新規信号機の設置は困難との意見を聞いております。垂井町といたしましても、交差点整備の前提は信号機の設置となるため、地元住民と話し合いを進め、交差点計画をまとめるとともに、信号機設置に向けて、県とともに、公安委員会に対し、粘り強く要望をしていきたいと考えております。

次に5点目の、北中学校と府中地区まちづくりセンター南の交差点等はどのようになるのかという御質問でございますが、北中学校と府中地区まちづくりセンター南交差点につきましては、県より信号機設置を前提とした交差点改良計画を策定していると聞いているところでございます。

公安委員会からは、府中地区まちづくりセンター南交差点の信号機設置は前向きな意見を聞いておりますが、北中学校の交差点の信号機設置は、利用者が限定的であり、現状設置困難と聞いておりますので、垂井町といたしましても、北中学校の交差点につきましては代替案を検討していくとともに、引き続き信号機設置に向け、県とともに、公安委員会に対し、粘り強く要望していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 私のほうからは、栗田議員の2点目の質問、北部簡易水道の上水道化についてお答えさせていただきます。

北部簡易水道につきましては、水道未普及地域の解消と公衆衛生の向上、生活環境の改善を目的に、岩手川を水源として、旧新井簡易水道の給水区域を拡張する形で、昭和57年8月に国の変更事業認可を取得し、農林水産省所管の補助事業でございます農村総合整備モデル事業により、営農用も兼ねた水道施設、営農飲雑用水として、国及び県の補助を受け工事に着手し、昭和63年4月に供用を開始しております。

平成19年には、議員も申されましたとおり、水源の富栄養化の進行と夏季の異常な高温とい

う条件が重なり、藻類が異常繁殖した結果、原水中に異臭の原因となる物質が増加した経緯がございます。これを受け、平成21年度に異臭味対策として粒状活性炭による上水処理設備を導入し、現在まで安心・安全な水道水の供給に万全を期しているところでございます。

また、水質に関する不安解消のため、水道法に基づく水質検査結果につきましても広報及びホームページに掲載し、広く情報提供を行っております。

議員お尋ねの北部簡易水道の上水道化への計画とその時期についてでございますが、上水道施設につきましては、水源地などの老朽化も著しく、現在、施設の更新・耐震化など基幹施設の再構築事業を進めているところでございます。本年度末には新しい水源地からの供給を目指しておりますが、事業が完了するまで、あと数年の期間を見込んでおります。

また、議員も申されましたとおり、上水道へ統合するための諸手続や施設整備に係る財源のほか、国の補助金により取得した浄水場等の施設の財産処分に係る制限など、クリアすべき課題も多くございます。

町といたしましても、簡易水道を上水道に統合し、安心して水道を御利用いただくとともに、一元的に管理・経営していくことは目指すべき方向性であると認識しております。現時点では、上水道への統合時期について明確にお示しすることはできませんが、今後、ソフト・ハードの両面から水道事業の一元化に向けた調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 12番 栗田利朗君。

〔12番 栗田利朗君登壇〕

○12番（栗田利朗君） 答弁いただきまして、ありがとうございます。

五明交差点につきまして、もう少し聞きたいんですけど、今までの打ち合わせなんかのお話を聞きますと、4車線化になると中央分離帯ができると。それと、1時間当たり100台以上あそこを通る人がないとだめだとか、いろんな制約があるみたいですが、あそこは岩手の大事な道路でありますので、例外というか、そういうのを認めてもらうような努力をしていただけないだろうか。

確かに地元の話し合いが大事ですけど、地元ではそういうことを言っても、やっぱり行政がもう少し主体となって動いていただかないと、あそこはなかなか話がつかないと。だから、4車線化になる条件がいろいろあって、押しボタン式の信号はだめやとか、1時間に100台以上あそこを通過する人がいないとだめやとか言われますけど、そういうことを、もう少し何とか例外というのを設けていただいて、考えていただけないだろうか、こう思いますけれども、その点について、例外というのは絶対認められないものだろうか。

といいますのは、4車線化になっているところでも、中央分離帯がないところもあります。いつからそういう、絶対、法令的に、4車線化になったら信号機以外のところは中央分離帯ができるのか。例えば、あそこだけ例外を設けてもらって、中央分離帯はなしというわけにはい

かないだろうかということもちょっとお聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 栗田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

五明交差点の改良についてでございます。

例外を認めることはできないかということでございますけれども、やはりこれは要望活動等によって粘り強くやっていくという前提がございますし、私自身も地元の自治会等のお話を聞く中で、強い要望を聞いておるのは確かにございますので、何とか実現に向けて頑張りたいというふうに思いますが、現状のところ、先ほど少し説明をしましたように、信号交差点が連続している状況がございます。漆原、漆原西、それから半兵衛の里があります長畑交差点、その間にちょうどこの五明交差点ができてまいりますので、短期間に4つの信号交差点ができるという状況になります。これをどう解消していくかということが、やはり一つの大きな今の公安委員会との協議の中ではネックになっておるところでございます。

それと、線形についても、これは地元の方との協議の中でやっていかなければなりませんけれども、どういう形で町道と県道をクロスさせるかということも課題になってくるところでございます。

これらは、やはり地元の方の強い思いもございますので、しっかりとした思いとして要望を重ねていきたいというふうに思っておりますので、何とぞ御理解賜りたいと思います。

なお、県道4車線化でも分離帯がないというお話でございましたけれども、恐らく赤坂垂井線の赤坂の部分でのことをお話しかというふうに思いますが、あれは規格が古い時点で作られた4車線道路でありまして、交通安全上、4車線になった場合に、中央分離帯がないと逆に非常に危ない状況になります。赤坂あたりを走っておってたまに思うんですが、右側、追い越し車線を走っておると、急にブレーキでとまってしまう。何かというと、先頭に右側に入ろうとする車がおって急ブレーキを踏まれる、それは恐らく追突事故になるという状況が危惧されます。したがって、やはり中央分離帯でしっかりとした信号交差点での右折という対応をとっていかないと、安易に分離帯なしの4車線をつくりますと、事故の多発ということにつながってまいりますので、交通安全上はそういったことをしっかりと考えていきたいと思っております。

なお、それに伴いまして、やはり信号交差点をつくって、住民の方がやはり安心して使える、そして地域の利便性にかなう交差点というものを考えていきたいと思っておりますので、何とぞよろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 通告に従い、質問をさせていただきます。

2点ございます。

まず第1点は、危険な外来生物の防除や規制対策等についてであります。もう1点は、優良

農地内での荒廃家屋等に対する行政指導についてでございます。

まず初めに、危険な外来生物の防除や規制対策等についてでございます。

私たちが生活しております垂井町は、おかげさまで大きな災害や事件もなく、安心して日常生活を過ごさせていただいております。

ここ最近の新聞やテレビ等の報道で、とても心配な事件を目にすることが多くなってきました。それは危険な外来生物のことです。

ここで報道関係を少し見えますと、5月下旬に兵庫県尼崎市で、国内では初めて確認されました猛毒ヒアリです。その後、6月に名古屋港埠頭で、また同月に、6月ですけれども、神戸港のコンテナヤードとアスファルト舗装の亀裂部分でヒアリが発見されました。7月には、大阪の南港でヒアリの女王アリが、福岡市博多区では作業員が1人刺されました。発疹が出たようですが、健康上の問題はなかったようでございます。

その後、次々と報道がされまして、和歌山県の下津港、神奈川県横浜港、愛知県弥富市の鍋田埠頭など、また海の港以外では、大分県中津市の運送会社敷地で、埼玉県狭山市の会社事務所倉庫で発見されたとの報道が続々とされております。

当初は輸入用コンテナからの発見が多いとされておりましたが、今や内地でも発見されており、いつ私たちが生活しているところまで飛散してくるのかと思うと、とても心配でございます。

国においては、7月にヒアリ対策関係閣僚会議が開催されました。8月2日、全国の港湾68カ所で調査が開始され、8月10日に第1報が公表されました。同月27日には、今度は愛知県でございますが、外来種調査検討会が開催され、対応などが検討されているところでございます。

次に別の事案ですが、7月25日の報道によりますと、野良猫にかまれた女性が、マダニが媒介するウイルスの感染症に感染し、死亡されたという報道がございました。

最近ではペットブームでもあり、特に猫ブームとも言われています。実は、私どもの近くで野良猫に餌を与える方がございまして、近所の方はマダニ感染とか変な病気がないかなどをとて心配されております。最近、実は住民間で非常にトラブルが起きておりまして、行政のほうにも相談をかけていますが、解決には至っておらない現状であります。

次に、もう一つの事案で恐縮ですが、毒蛇であります。7月30日、兵庫県伊丹市でヤマカガシと見られる蛇にかまれ、一時意識不明の重体という報道がありました。発見された場所が市内の公園でありましたが、その後は公園のそばの道路上ということで訂正がありました。いずれにせよ、人がたくさん利用する場所です。大変怖い話です。

今まで3つの事例を挙げましたが、これらのほかに危険な外来生物には、千葉県でのカミツキガメ、東京、愛知、千葉、岩手、大阪などで発見されているセアカゴケグモが挙げられます。まだまだこのほかには、マングース、アライグマ、ヌートリア、アルゼンチンアリ、それにスズメバチなど、約2,000種類の外来生物が存在しているそうです。人間の活動によって外国か

ら入ってきた生物を、ペットとして持ち込まれて、それが野生化したり、また輸入などによる荷物についてきたりと、さまざまなルートから日本に入ってきております。そこで、この危険で恐ろしい外来生物について、少しお尋ねをいたします。

まず第1点目に、平成17年6月に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物法が施行されました。当町内で確認された外来生物はどのような種類がございましたか、届け出や報告があればお聞かせください。また、存在したのならば、その際の防除対策等も教えていただけますか。

2つ目に、8月2日に岐阜市で、会社の倉庫に搬送されたコンテナからヒアリの疑いがあるアリが発見されたと発表されました。この後、このアリはアカカミアリと確認されましたが、これについて、県や関係機関から何らかの指導等は当町にございましたか。

それから3点目ですが、国において、特定外来生物被害防止基本方針では、被害を及ぼしたりするおそれがある生物には防除を実施することとされております。この際、適正な防除計画を策定する必要があると言われておりますが、当町において、ぜひ防除計画を策定すべきと思いますが、その見解をお聞かせください。

4つ目、現在、垂井町第6次総合計画の策定中ではありますが、こういった危険な外来生物に係る対策等の項目を加える必要があると思いますが、いかがでしょうか。それとも、6次計画の中のどこかの事項について、どこかでこの外来生物に関する項目が網羅できる項目があるのか、そこらあたりをお聞かせください。

5つ目ですが、全国の地方公共団体の中で、全自治体ではないですが、外来生物に係る条例や規則の整備、規制の整備、防除計画の策定等に取り組まれている自治体が多くあります。当町としても、整備に向け、ぜひ取り組まれてははいかがでしょうか、お尋ねをするところでございます。

次に大きい2点目、優良農地内での荒廃家屋等に対する行政指導についてでございます。

垂井町は、昭和46年8月に、優良な農地を確保し、農業のために利用する土地と位置づけた農業振興地域整備法に基づく農振地域を設定しました。その後、昭和48年に、耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備や耕地の集団化を実施するため、あわせて労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備することとして、723ヘクタールを対象面積とした県の公共事業である県営圃場整備事業（垂井地区）の事業を導入されました。同年、西岩手工区に着手され、昭和50年には表佐工区として事業に着手されました。

しかしながら、この事業を実施する表佐工区には、優良農地の中に、農振地域の設定以前に農地から宅地に変更され、農振からは除外されていますが、圃場整備事業からも外してあります土地がございます。この土地は表佐字土夫地内に存在します。

この土地は、所有者の方が工場として営業されておりました。いつごろかは明確ではないのですが、事業をやめられ、土地や家屋はそのまま転居をされました。その後、数十年は経過しており、現在の状態は、どなたが運んできて捨てたのかわかりませんが、家財道具、電化製

品、建築資材、車の部品、農薬、陶磁器類、それに庭木の枝等、それはそれはごみ屋敷そのものです。また、土地の周囲は樹木や雑草が伸び放題であります。

この土地に隣接して農地や農業用排水路があり、樹木や雑草が伸びてきたり、ごみが飛散したり、土砂が堆積している状況です。表佐地区では、草刈り、農道整備、農業用排水路の整備などを年に四、五回出て作業されていますが、本当に困られておるのが現状です。

そこで、農業施設の適切な管理や環境の美化を図る点から、行政の強い指導等をお願いしたく、そこでお尋ねをいたします。

3点ございます。1つ目、土地や家屋が存在するという事は、当然、課税されていると思いますが、実態をお聞かせください。あわせて納税状況もお聞かせください。2つ目、この土地や家屋の実態調査をされたことがありますか。税務関係ではなく、ほかの所管の方でも、実態調査をされたところがありましたならば、その見解をお聞かせください。3つ目、このようなケースに対応できる行政指導ができる条例・規則はどの部分に該当しますか、また行政指導にはどのような方策がありますか、御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

以上2点についてお尋ねをいたします。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 山田議員の、危険な外来生物の防除や規制対策等について、それから2点目の優良農地内での荒廃家屋等に対する行政指導についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず第1点目、危険な外来生物の防除や規制対策等についてでございます。

議員御指摘のとおり、新聞・テレビ等の報道で、危険な外来生物についてよく触れられております。

外来種につきましては、もともとその地域に存在しなかったにもかかわらず、人間の活動により他の地域から入ってきた生物のことでありまして、この外来種の問題につきましては、生態系は、長い期間をかけ、食う、食われるといったことを繰り返し、微妙なバランスのもとで成立しています。この状況に外から生物が侵入してくると、生態系のみならず、人間や農林水産業まで幅広くにわたり悪影響を及ぼす場合があります。

国におきましては、平成17年6月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる特定外来生物法を施行しており、第1次外来種指定対象種37種を、それから同年8月に第2次外来種指定対象種として42種を指定しております。また、外来種予防3原則として、「入れない」「捨てない」「広げない」を示し、外来種にかかわる際の適切な対応と協力を求めています。

それでは、議員の御質問第1点目の町内で確認された外来種の種類についての御質問でございますが、環境衛生の所管といたしましては、ヌートリア、アライグマ、ウシガエル、ブルーギル、アメリカザリガニ、ブラックバスなどを確認はしておりますが、人的被害の情報は得て

おりません。

2点目のヒアリについての県や関係機関からの指導につきましては、県からは、報道資料、また環境省の作成の資料により対応するように指導されております。

3点目の防除計画の策定につきましては、1点目にもお答えしましたように、外来生物によります被害情報はございませんでしたので、直ちに防除計画の策定は考えておりませんが、他の自治体の状況等も確認しながら、緊急時に対応できますよう検討する必要があると考えております。

4点目の第6次総合計画に外来生物に係る対策の項目を加えてはにつきましては、外来生物に係る対策につきましては、第6次総合計画で、環境のテーマに入ると考えております。

環境分野につきましては、当町の豊かな自然環境の保全、地球温暖化などによります環境問題、さらには廃棄物の処理等、幅広いものでございますので、課としての取り組みを示していくところで掲載していくことができないかと考えております。

また、5点目の条例や規則の整備などに取り組んではにつきましては、3点目の回答同様に、他の自治体の状況も確認しながら、検討していきたいと考えております。

続きまして、2点目の優良農地内での荒廃家屋に対する行政指導についてでございます。

その中の2番目の土地・家屋の実態調査と課としての見解のところでございますが、当該土地・家屋の状況については、確認はしておるところであります。

課としての見解につきましては、平成26年10月8日付、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長によります通知に、市町村の一般廃棄物処理責任の性格が示されております。この通知によりますと、市町村は区域内における一般廃棄物の最終処分が終了するまで適正な処理をしなければならないという重い責任を有するとされており、不適正な処理が行われた場合、生活環境の保全上、支障の除去や発生の防止のため必要な措置を講じることを求めています。環境衛生の所管といたしましては、この通知に基づく適正な対応が必要であると考えております。

3点目の対応できる行政指導については、ごみ、また粗大ごみ等の廃棄物に該当する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、第16条に廃棄物の廃棄禁止の規定があります。警察署等関係機関と連携を密にして対処してまいります。

ちなみに、廃棄物を捨てた者につきましては、第25条の規定により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの両方が科せられるとされております。

また、廃棄物に該当しない場合ですが、同法第5条第1項に、土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地、または建物の清潔を保つように努めなければならないとあります。罰則規定のない努力義務であるため、強制力はありませんが、住民の生活環境に影響がある以上、土地や建物が清潔に保たれるよう行政指導を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 山田議員の1点目、危険な外来生物の防除や規制対策等について、産業課が実施しております有害鳥獣捕獲の点からお答えをさせていただきます。

議員の御提言の中でも触れられておるとおり、ヒアリ、マダニ、ヤマカガシなどの生物が今や日本各地で確認されており、その危険性は私たちの日常と隣り合わせになっております。

さて、本町におきましては、これまでに農業被害の届け出のあった鳥獣は、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、ヌートリアがあります。この中で、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律において、アライグマ、ヌートリアが特定外来生物として定められておるところでございます。

本町におきましては、垂井町鳥獣被害防止計画を策定し、3年を計画期間として、この計画を基本に、垂井町有害鳥獣捕獲隊、垂井町有害鳥獣被害対策協議会、また地元の組織、農業者と連携しながら、被害の防止及び軽減を図るため、有害鳥獣対策を実施しているところでございます。

最近の状況を踏まえまして、今後はさらに県の指導や近隣市町と情報を共有する中で、広域的な対策も視野に、有害鳥獣対策を進めていきたいと考えております。

現在策定中の第6次総合計画におきましても、安定的・持続的な農林業経営の整備のための施策の一つとして、有害鳥獣被害対策事業は引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

有害鳥獣被害につきましては、突発的な発生に対し、状況に合わせた対応が求められることから、今後、対応マニュアルを整備することにより体制を整えていきたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 税務課長 木下誠司君。

〔税務課長 木下誠司君登壇〕

○税務課長（木下誠司君） 私からは、2つ目の御質問、優良農地内での荒廃家屋等に対する行政指導についてのうち、1つ目の土地や家屋の課税の実態と納税状況についてお答えさせていただきます。

固定資産税の課税につきましては、その年の賦課期日であります1月1日現在に所在する土地や家屋などの固定資産を課税客体とし、その所有者に課税するものであります。

また、土地の地目の認定につきましては、登記簿の地目にかかわらず、やはり賦課期日現在の現況により認定するものであります。

さて、議員御指摘の土地及び家屋の課税の実態であります。

御指摘をいただいたとおりの過去からの経緯と合わせ、賦課期日現在における現況を把握した上で、現在、土地については宅地と認定し、家屋と合わせて固定資産税の課税対象といたしております。

また、この固定資産の所有関係につきましては、個人名義のものと会社・法人名義のものがあります。このうち会社・法人につきましては、平成16年2月28日に同時破産廃止決定が確定いたしております。

次に、納税状況についてのお尋ねであります。個別の事案につきましては、地方公務員法上の秘密に該当するところとなりますので、具体的な答弁は差し控えさせていただきますが、法令の規定に基づき、賦課徴収を行っているところであります。

以上、土地や家屋の課税の実態と納税状況についての答弁とさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私のほうからは、山田議員からの2点目のお尋ね、優良農地内での荒廃家屋等に対する行政指導について答弁をさせていただきます。

家屋の実態調査、あるいは行政指導について、答弁をさせていただきます。

議員から御質問がございました荒廃家屋につきましては、木造及び鉄骨造から成る建物で、窓ガラスも割られ、外部からも中の様子が確認でき、家財道具や建築資材などが散乱し、十分な管理がなされていないのが現状でございます。人口減少化時代を迎えた今日、このような荒廃家屋や空き家がさらに増加することが心配されます。

このため、国においては、適切な管理が行われていない空き家などが、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑みて、地域住民の生命・身体・財産を保護し、生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用のための対策が必要として、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法、以下「空家特措法」といいますが、制定されたところでございます。

空家特措法においては、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な管理に努めるよう、所有者などの責務を規定するのにあわせ、そのまま放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を特定空き家等と認定し、市町村長は、助言、指導、勧告、命令を経て代執行をすることができると規定されております。

しかし、この認定に当たっては、財産権の制約や固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されるなどの強い公権力の行使を伴う行為が含まれ、認定には透明性や適正性の確保が求められることから、専門知識を有する者による意見を求めることが必要であると考えております。

このため、本年度策定中の空き家等対策計画において、計画策定や実施に関する協議を行うため、空家特措法に基づき専門知識を有する者を含む協議会の設置について検討をしております。この協議会において、放置しておくことが不適切と思われる空き家等の状態について検討していただき、そこでの結論を参考にしながら特定空き家等として認定し、手続を踏みながら対策を進めてまいります。

御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 御答弁ありがとうございました。

ちょっと簡単に再質問をさせていただきます。

まず第1点目の外来生物についてですが、先般、私どもの文化会館へ池上彰氏が文化講演会に来ていただいたわけですが、あの方が担当されているテレビの番組の中で「池上彰のニュース解説」という番組があるんですけれども、外来生物についてお話しされておりました。その中で池上氏がおっしゃったことでは、「外来生物にあつては、自治体の行政相談窓口にご相談してください。ほとんどの自治体において、外来生物に関する項目が規定されております」というふうに番組でおっしゃいました。垂井町にはこういったのがあるのですか、そこらあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

それから優良農地内での荒廃家屋、関係課、いろいろと現場も多分見ていただいていることと存じますが、廃掃法とか空家特措法とかではいろいろな対応がしにくいと思います。

行政指導については、どういったことかといいますと、どちらかといえば相手側に対する是正とか指導とか勧告というのが行政指導にあるんですけれども、相手側に対してはお願いしかないと思うんですね。ここらあたり、行政処分云々ということは非常に難しいと思いますけれども、やはり見ていただいた段階で、いわゆるその状況がこれはこののであれば、やはり相手方にお話をするというような行為をしていただきたいと思います。このあたりはいかがでしょうか、お尋ねをします。以上です。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 山田議員からの再質問でございます行政相談窓口ということでございますが、窓口につきましては、各担当分野で考えていかなければいけないと考えておりました。外来生物・特定外来生物につきましては、私ども環境衛生の部分でやはりお答えしていかなくちゃいけないんじゃないかなあというふうなことは思いますが、こちら県に相談しながら対応していきたいと思っておりますので、窓口としては私どものほうでお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の2点目の、行政指導についての再質問についてお答えをさせていただきます。

確かに、実際の今までの、これまでの流れからいいますと、お願いをするというふうな形になってくるかと思いますが、先ほど担当課が説明しましたように、特定空き家等という、そういった新しい法律が出てくる中で、手続を踏んで進めていくことも可能になってくるというふうに思います。

そういったものをやはりしっかりと検討しながら、当然私有財産を、権利を侵していくことになっていきますので、代執行的なことになっていきますので、非常に重い判断が出てくると思います。そ

ういった場合、やはりしっかりと法的な手続を踏んで対応していくことが我々にとっては必要になってまいりますので、そういった状況を見ながら、今までの廃掃法だけではない、特定空き家等に対する法律等の流れをしっかりと勘案しながら対応していきたいと考えております。

この場合に至っては、お願いではなく執行という形になってくるものというところも出てくると思われますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

大きく2点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、朝倉温泉の今後についてお尋ねします。

この質問に入る前に、若い世代を取り巻く環境について考えてみたいと思っております。

日本は、人類史上いまだかつてないくらいのスピードで少子・高齢化が進行しております。総人口に占める子供の割合が少なくなる少子化と、高齢者の割合がふえる高齢化が同時に進んでいる状況のことであります。人口における65歳以上の高齢者の割合を高齢化率といいます。高齢化社会は、高齢化率が7%以上の社会です。これが14%になると高齢社会となります。高齢化社会から高齢社会になるまで、フランスでは115年、スウェーデンは85年、イギリスでは47年だったのに比べ、日本は24年という速さであります。

社会保障費のほとんどが現役の若い世代の税金から支払われているのも問題であります。現行の年金制度は、現役の年金世代が納めた保険料をその時々の高齢者に充てる仕組みである、賦課方式を基準とした財政方式になっております。支える人より支えられる現役世代が少ない逆ピラミッドのような形になります。

さらに、2015年にオックスフォード大学の教授が発表した「雇用の未来」という論文は衝撃的なものでした。その中には、10年後になくなる職業、新しく生まれる職業、なくなる職業が書かれています。明らかに私たちが生きてきた時代とは違う生き方、職業を模索していくことになると言えます。今、私たちが未来に向けてできることは、必要なものと必要でないものをしっかりと見きわめて判断していくことであると考えます。

そこで、朝倉温泉についてお尋ねします。

幾度となく、朝倉温泉の今後については、さまざまな角度から質問をしてきた経緯がございます。平成27年12月議会での一般質問の答弁は、温泉施設をつくるなどして町みずからが経営主体となって取り組むことは、費用対効果を考えると、優先すべき他の事業が蓄積する中で、

今すぐ取り組むのは難しい。利用しながら維持していく方向性であるとのことでありました。今後、温泉スタンドとして活用していくのであったとしても、老朽化に伴う維持管理費や今後のコストの増加を鑑みて、費用対効果の評価が必要であると考えております。温泉スタンドは無料での提供となっておりますので、費用対効果の評価を利益に換算することはできません。町民の皆さんの満足度を尺度としての費用対効果の評価となつてこようかと思ひます。

かつては温泉ブームもあり、温泉を求める声もあつたかもしれません。しかし、現在では梅谷片山トンネルの開通や東海環状自動車道西回りルートの開通もあり、他市町の温泉も以前より身近になりました。刻一刻と変化していく状況の中、現在ではさほど求められていないのではないかと考えます。今後、朝倉温泉スタンドを、税金を使って維持管理していくことを求めている人はどれぐらいいるのでしょうか。そこで、朝倉温泉スタンドの月平均の利用状況をお尋ねいたします。また、その満足度に対しては、どのように把握しているのかをお尋ねします。

次に2点目ですが、空き家等の対策についてお尋ねいたします。

垂井町の空き家等の実態調査をしたと報告を受けておりますが、今後、どのような対策を行うのか、お尋ねします。

国土交通省では、空き家バンク全国版のホームページを2017年度中に開設する方針を固めました。空き家バンクとは、現在は主に自治体や自治体から委託を受けた団体により運営されており、空き家の所有者と借りたい人をマッチングする仕組みです。各自治体は、空き家の有効活用や定住促進を目的に空き家バンクを導入し、インターネット上で物件紹介サイトなどを開設しています。

国土交通省が一昨年実施した調査では、回答者950市町村のうち実に7割近くが既に開設しているとのことでありました。しかし、現在は自治体ごとに運営しているため、複数の市町村にまたがって物件を検索するのが困難な上に、サイトごとの仕様の違いがあり、探しにくいという問題点がありました。今後、全国の情報を一括して閲覧できるホームページが開設されることになれば、垂井町の空き家等の物件を全国の人に検索してもらうことができます。

垂井町においても空き家についてはふえる見込みで、老朽化した建物による倒壊の危険性や防火・防犯面での問題解決のためにも、空き家のマッチングは解決の糸口になると思ひます。

この状況を踏まえて、垂井町の空き家等の対策についてお尋ねし、私の一般質問とします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 江上議員の1点目、朝倉温泉の今後についてをお答えさせていただきます。

議員が言われるとおり、最近では垂井町を取り巻く交通環境の変化により、他市町の温泉施設もより身近になつたと感じておるところでございます。

さて、朝倉温泉の利用状況でございますが、以前より送湯流量を計測しておるところでございます。平成25年12月から平成26年8月までの間、計測機器のふぐあいにより欠測している時

期もございますが、平成24年から現在までの月平均の送湯流量は約50立方メートルでございます。

また、満足度といたしましては、この月平均の送湯流量50立方メートルを平均的な家庭のお風呂で1杯が約200リットルとして割り戻しますと、約250杯分に換算されます。単純に計算し、1カ月延べで250人の方が有効利用されていると考えているところでございます。

町としましては、現状の維持管理を継続いたしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 江上議員からの、垂井町の空き家等の実態調査を踏まえた対策はについて御答弁をさせていただきます。

昨年度、町全体を対象にした空き家等実態調査を実施し、400件の空き家等として把握したところでございます。本年度につきましては、空き家等実態調査における分析や課題をもとに、空き家特措法に基づき、今後の空き家等に関する対策について定める空き家等対策計画の策定を進めているところでございます。この計画の中では、所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項と、空き家等の活用の促進に関する2つの事項を定め、建物などの管理は所有者などに責任があることを前提に、さまざまな理由によりみずから管理できない場合のことも考慮して、2つ目の空き家等の活用促進に関する事項の中で空き家バンクを位置づけていきたいと考えております。

全国版空き家バンクについては、今年1月に名古屋市で説明会が開催されたばかりで、物件情報の掲載項目を標準化し、全国の物件が掲載され、ワンストップで多数の物件が検索可能となり、多様なニーズに応じた物件紹介など消費者サービスの向上を促進し、需要と供給のミスマッチの解消や新たな需要の創出等を目的として構築されたものでございます。町といたしましても、町独自のシステムを構築するのではなく、民間のノウハウを活用したシステムとなっている全国版空き家バンクに物件を登録できるよう準備をしていきたいと考えております。

このほかにも、今までも行っています住民からの相談に対する空き家等所有者に対する適正管理依頼や、県住宅供給公社内に設置されている空き家・住まい総合相談室の出張相談を継続して実施していきます。この空き家・住まい総合相談室につきましては、本年8月10日と9月6日に出張相談を実施したところでございますが、19件の相談を受け、空き家等解消に向けた取り組みが前進した事例もございます。

このように、今後とも町としての新たな取り組みとあわせ、関係機関とも連携を図り、移住・定住の促進も視野に入れながら空き家等対策を推進していきたいと考えています。御理解を賜りますよう、よろしく願いします。

○議長（角田 寛君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 再質問をいたします。

まず温泉のほうでございますけれども、課長のほうの御答弁は250人、これは有効利用しておるといふふうに言われるわけですが、垂井町全人口約2万8,000ちょっとのうちの250人が使ってみえて、これが果たして有効利用であると言えるのかというふうに考えるところがありますけれども、量はわかりました。この月々のいわゆるランニングコストと申しますか、例えば電気代だとか保守点検料ですね、それは大体どれぐらいになるのかということをお尋ねしたいということが1点。

もう一点が、前回一般質問でこの温泉をやらせていただきましたときに、その当時は、県内の企業がひょっとすると温泉を有効利用するんじゃないかということがあって、一般質問をさせてもらったときに、お答えとしましては、別にそういったうわさの範疇であるので、そのために数百万円を投じて直したわけではない、この温泉スタンドを維持するために使ったんだというようなお答えであったと思います。次回、前回のようにポンプが故障したときに1,000万円弱の費用を使ってまた直すのか。私は、そのときこそがまさに廃止を決断するときではないかなあというふうに思っておりますけれども、そのあたりもどのようにお考えか、お答えをいただきたいと思っております。

それから、2点目の空き家のことでございますけれども、これは垂井町内でも本当に深刻な状況になっております。大変恐縮ですが、私が住んでおります府中地区も、本当にいつ倒壊するかわからないような家も何軒かありまして、近隣の住民の皆さんは本当に不安な日々を送っておられるわけでありまして。

それで、先ほど同僚議員の質問の中にもお答えがありましたけれども、どうしても法律が絡んでくることと申しますので、協議会を設置するというふうなお話がありました。それで、今年の8月に豊橋市のほうが愛知県弁護士会と締結をしまして、住民の相談に乗ると申すことを決定されております。そういったことを垂井町でもやっていくべきではないかなあというふうに思うわけでありまして、そのあたりのこともお尋ねをしまして、私の質問といたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 江上議員からの空き家対策に対する再質問の中で、今後垂井町において協議会を設立するのならば、その中で弁護士なども入れて空き家等の所有者からの相談に積極的に応じるような制度を設けるべきではないかというふうなお尋ねでございました。

空き家等の協議会におきましては、空き家特措法の第7条の中で、協議会のメンバーとして、議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等をメンバーに加えるというふうなことでございます。

したがって、これら専門家のノウハウも活用したような相談システムを構築すればいいかなあというふうに考えておりますが、実は先ほども申し上げましたとおり、この8月10日と

9月6日に役場庁舎の事務室で相談会を開催したところでございますが、その相談の主な内容は、相続ができないので壊すにも壊せないとか、あるいは道路がないために後の有効利用ができないといったような基本的な問題が多いように思います。しかし、その相続の問題とか建築の法律的な問題については、やはり専門家のアドバイスが一番有効かなあというふうに思いますので、先ほど議員が言われましたように、専門家の意見も踏まえて相談できるような体制を町独自でつくるのか、あるいは県のほうに既にあるそういう組織を有効活用しながら進めていくのかというようなことも踏まえて推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 江上議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

温泉についてでありますけれども、これも何回も答弁をさせていただきましたけれども、まず、月平均の利用量50トンが有効なのかどうかということはあると思っておりますけれども、現にそうやって使われている方がまだ見えるという状況は確かにあると思っております。

ランニングコストについてでありますけれども、電気代として大体1年間で19万円から20万円ぐらいであります。使用量によって若干変動がありますけれども、大体それぐらいの電気料であります。

また、修繕につきましては、四、五万円、軽微なもので済んでおりますが、先ほど議員がおっしゃいました高額なものは、平成26年にポンプが傷みまして、これを引き上げるというような大規模な修理を行いましたので、このときに713万円ほど使って工事をしたところでございます。

温泉の利用の状況と申しますか、温泉の状況でございますけれども、やはりまだまだ温泉ブームというのがある状況かと思っております。隣の池田温泉につきましては利用者がどんどんふえておるような状況でございます。決して温泉の魅力がなくなっている状況ではないと思っております。ただ、垂井町におきまして1億四千数百万円かけて井戸を掘ってやろうとしたときがあるわけでありまして、現在においては温泉施設をつくって、これを維持していくという金をかける部分が、若干やはり優先度が低いと。そのほかにもやるべきことが山積しておるような状況の中で、順位が上がっていかないという現状でございます。ただ、一方で、この1億数千万円をかけて掘った井戸を潰すのは簡単かというふうに思いますが、これを少額な電気代で維持していく中で、いつかまた使えるときが来たときに、民間活用も含めて、使っていくということは一つの方法ではないかなあと考えておるところでございます。

この27年のときに温泉利用の民間業者があるという話でしたけれども、その話は今は消えておりますけれども、今後、全くこれがないかという、そういうわけでもないと思っております。こういった状況があったときに、やはり供給できる体制を残しておくということは、少なくともそれを有効に使える道がまだある状況、可能性としてあるということですので、現状のこうい

った維持費が少しでも抑えていける状況であるなら、この状況をしばらく続けていきたいと考えております。

また、議員がおっしゃいましたように、今後また700万円、800万円かかるような、大規模な修繕にかかる場合にはどうするかということ、またしっかりと皆さんにお諮りをしながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく2点お尋ねをいたします。

第1点目は、株式会社郷鉄工所による新桜橋歩道橋（上部工）整備工事の契約解除についてであります。第2点目は、ごみ袋について。

それでは第1点目、株式会社郷鉄工所による新桜橋歩道橋（上部工）整備工事の契約解除についてお尋ねをいたします。

垂井町発注工事名、新桜橋歩道橋（上部工）整備工事を、垂井町と垂井地内郷鉄工所が、平成29年6月15日、工事請負契約をしました。契約金額は1億3,964万4,000円、うち消費税1,034万4,000円、工期は平成29年6月15日から30年3月12日まで。

この件につき、今議会初日の9月1日に、突如執行部側から全員協議会の開催の申し入れがあり、郷鉄工所の破綻について説明がありました。その場で、9月4日契約解除がなされた旨の報告がありました。私は、全てを含めて、指名責任者は誰か、誰が責任をとるのかと問いただしましたところ、総務課長は、垂井町建設工事指名競争参加者選定に関する基準6番に、指名しない場合の項目があります。その具体的内容はちょっと飛ばさせていただきます。これに該当する場合は指名をしません。指名する段階では、郷鉄工所にこの事実がなかったので指名をしたという答弁でありました。

町長は、諸手続、正規手続を踏んでいる。書類は全て通っている。郷鉄工所の責任においてなったのだから、我々、多分執行部だと思うんですが、我々は被害者で、指名する段階ではこの事実がなかったから指名をした。これにつけ加えますと、我々執行部に瑕疵はないとの答弁であったかと思えます。

そこで、以下、お尋ねをいたします。

1つ目、どうして契約解除か。2つ目、現在までの経緯は。3つ目、履行遅滞を含め、契約解除による損害は。4つ目、公平に広く公表をし、透明化して平等にやっておれば変なことは起きないのではないか。5つ目、こういうときには、誰かが責任を持ったら誰かが責任をとる。誰がこの責任をとるのか。民間では、どんな企業でもこんなときは責任をとります。町行政として住民に対してどのような責任をとるのか、お尋ねします。6つ目、こういうことが起こり得るので、明確な責任の所在、確たる基準、情報の公開が望まれます。今後の入札制度にどのように取り込まれるのか、その結果をいつ公開、報告されるのか、お尋ねいたします。

続きまして、第2点目、ごみ袋についてであります。

可燃物の処理手数料は、平成21年9月まで無料でありました。手数料は平成21年10月から有料化となり、ごみ袋販売価格に上乗せをされました。

お尋ねします。

1つ目、有料化の目的は何でありましたか。2つ目、ごみ袋の製造原価、販売価格は幾らですか。3つ目、自治体が手数料を上乗せして、自治体指定ごみ袋を販売する方式を採用していますが、年間手数料はどれだけですか。4つ目、一般廃棄物処理の有料化により、徴収された手数料について、有料化の運用に必要な経費のほか、適切な用途を、使い道を定め、透明化することが求められます。手数料の用途は、使い道は何か、またその金額配分はどうなっているのか、お尋ねいたします。

5つ目、ここにごみ袋を持ってきました。私自身は、生ごみは家庭内で処分をしておりますので、この中に入れる重さというものは余り気にならなかったんですけども、実は無料のときのごみ袋に比べて、無料のときというのはこちらなんですけども、有料化になってからこちらに変わってきたわけなんですけれども、こちらのほうが弱いんじゃないかという声をいまだ耳にするわけです。これはあくまでしっかりしたデータではありませんので、住民の声なんですけれども、2つあるわけなんですけれども、これを私なりに、全く素人で、何のデータも当てにならないのかもしれないんですけども、自分なりにちょっとやってみたんですけども、ここに一応上からつるしまして、きっちりとしたやり方でやれば引張テストとか、いろいろなものがあるんでしょうけれども、つるして重いものをどんどん入れていくわけなんです。そうすると、かなりの重いものを入れても、どちらもそんなに破れたり、底が抜けたり、何かするということはありませんでした。わずかな、自分のやったことですから、わかりませんが。

ただ1つ、この、こちらにはついていないんですけど、便宜上、こちらになってからは持ち運びができるように、また、からげることができるように、こういうふうにつくりかえられたんですけども、この段階でおもりをどんどんふやしていきますと、ここがぐうっと伸びてきます。最終的にはぼちんといくかもしれないんですけども、私はそこまでの重いものは入れませんからわからないんですけども、多分そういうことが住民の声に入っているんじゃないか。

もう一つ思ったことなんですけど、これも、私もよくごみを出しに行きますけれども、この中でちょっと角張ったものを入れたときに、こちらのときは何かちょっと角張ったものを入れたときに破れなかったと思うんですけど、こちらは何か角張ったもの、とがったものは当然ですけど、それを入れたときに何か裂けやすいような気がいたしました。

全くこれは、私も素人ですし、きっちりとしたデータを持っているわけじゃありませんが、こういったことが住民の方の何となく弱いんじゃないかという感覚につながっているんじゃないかというふうに思ったわけなんですけれども、これも含めて何か見解といいますか、きっちりとしたデータがきっとあると思うんです。引張試験だったら、これだけ両方はこうなんですとか。非常に厳しい試験をされて町は購入していると思いますので、そういったことも含めて、

その見解をお尋ねしたいと思います。以上。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 富田議員の大きい1点目でございますが、株式会社郷鉄工所による新桜橋歩道橋（上部工）整備工事の契約解除について、契約所管でございます総務課のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目のどうして契約解除か、また2点目の現在までの経緯はにつきましては関連がございますことから、あわせてお答えをさせていただきたいと思います。

本工事の契約につきましては、御案内のとおり、本年5月9日に垂井町業者指名審査委員会を開催いたしまして、本工事の指名競争入札に参加させる業者8社を指名いたし、同月の24日に入札を執行いたしました。開札の結果、株式会社郷鉄工所が最低価格をもって落札をしたことから、同日付をもちまして仮契約書を締結いたし、地方自治法第96条第1項第5号、並びに垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして、去る第4回垂井町議会定例会にて本契約の締結につきましては上程をいたし、6月15日に議会の議決を賜り、同日付で本契約の締結に至ったところでございます。

契約の内容につきましては、議員御案内のとおりでございますが、改めて申し上げたいと思います。

契約金額1億3,964万4,000円、工期につきましては平成29年6月15日から平成30年3月12日まででございます。契約の相手方を株式会社郷鉄工所とする契約の内容でございます。

本契約の締結に当たりましては、工事請負契約約款第4条に基づきまして、請負金額の10分の1に当たります1,396万4,400円を契約保証金として垂井町に現金で納めていただいております。契約締結後は、契約内容に基づきまして工事を着実に進めていただいておりますが、と同時に、新聞報道、また受注者みずからの発表等で経営状況の悪化が報じられるようになってまいりました。垂井町といたしましても、常に情報収集に努めながら、郷鉄工所に対する事情聴取を去る8月15日、また9月2日の2回にわたりまして実施する中、工事の進捗状況について確認すると同時に、今後の履行の継続の意思について確認をしてきたところでございます。

受注者といたしましては、鋭意本工事の施工に努めていただいていたところでございますが、残念ながら去る9月4日付で受注者から履行不能届が提出され、工事の続行が困難となった次第でございます。垂井町といたしましては、提出された履行不能届を同日付で受理をいたし、その事由が、工事請負契約約款第47条第1項第2号に規定する、その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき、または工期経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるときの発注者の解除権に該当することから、同日付で契約解除通知を内容証明郵便により送達をしたところでございます。

契約解除を踏まえまして、垂井町といたしましては、今後、契約約款第47条の2に基づきまして、請負代金から出来高部分に相当する額を控除した後の額の10分の1に相当する額を違約

金として請求する手続を進めました。なお、この違約金につきましては、同条第3項に基づきまして、契約保証金をもって違約金に充当をいたします。

現在までの経緯と、どうして契約解除に至ったのかにつきましては以上でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3点目の、履行遅滞を含め契約解除による損害はについて答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、契約解除によりまして本工事の履行遅延については免れないものと認識をいたしております。このことから、早期に本工事に再着工ができるよう、所管課とも調整に努めております。

なお、そのほかの損害につきましては、今のところはないものと考えておりますが、今後、損害が発生しないよう、本工事の早期完成に最善を尽くしてまいり所存でございますので、重ねてお願いをいたします。

次に4点目の御質問、公平に広く公表をし、透明化して平等にやっておれば変なことは起きないのではないかについてでございます。

本工事の指名から入札、契約解除に至る経緯につきましては、さきに御説明をさせていただいたとおりでございますが、他の工事同様、必要な手続を踏まえ、現在に至ったものでございますので、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

次に5点目の、こういうときには誰かが責任をとる、誰が責任をとるか、町行政として住民に対してどのような責任をとるのかについてでございますが、今回の契約解除につきましては、さきに御説明をさせていただきましたとおり、受注者の責に帰すべき事由によって契約解除に至ったものでございます。このことから、工事契約約款に基づきまして受注者から違約金を徴収してまいります。したがって、契約解除に至ったことにつきましては、垂井町の責に帰すべき事由はないものと、そのように考えております。

次に、6点目の御質問でございます。

こういうことが起こり得るので、明確な責任の所在、確たる基準、情報の公開が望まれる。今後の入札制度についてどのように取り組むのか、その公開、報告についてのお尋ねでございますが、まず本工事の入札に当たりましては、その指名業者は、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき選定されたものでございますし、また、その入札執行から議会の議決、契約締結までは適正な事務手続を踏まえたものでございます。

なお、入札の制度や基準につきましては垂井町のホームページ等で公開をいたし、閲覧することが可能な状態となっております。加えて、公共工事の発注予定工事や入札結果につきましても、総務課窓口、あるいはホームページでも公開しており、誰もが閲覧できる情報公開に努めているところでもございます。

今後とも引き続き、各種法令を遵守し、適正な入札執行に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 富田議員からの2点目の御質問であります、ごみ袋について回答させていただきます。

まず1点目の、処理手数料有料化の目的はについてでございます。

議員御説明のとおり、平成21年10月からのごみ処理手数料の有料化となっております。

有料化の目的につきましては、ごみの総排出量を減らし、再資源化を推進すること、それから2番目としまして、ごみ処理費用の負担の公平を進めること、3番目といたしまして、ごみ処理施設の延命を図ること、4番目といたしまして、ごみ処理施設の運営に係る財源の確保を図ることでありました。

2点目の、ごみ袋の製造原価、販売価格は幾らかにつきましては、製造原価につきましては企業努力の部分でありますので、当方での把握はしておりません。契約業者からの購入金額と窓口での販売価格につきましては、平成29年度で大1袋当たり7.9円、小1袋当たり4.8円で購入しております。また、大1枚当たり50円、小1枚当たり30円で販売をしております。

3点目の年間手数料につきましては、平成28年度実績といたしまして4,106万8,900円でございます。

4点目、手数料の用途は何かにつきましては、手数料の用途につきましては、クリーンセンターの運営費用と、ごみ袋作成費用に使用しております。

5点目の、現在のごみ袋は弱いという声が聞かれるがにつきましては、詰め込まれる量によりましても影響はあると考えておりますが、手数料有料化の際に、議員が申されましたように、ごみ袋の形状を変更し、口を縛りやすくするために取っ手部分を設けたものいたしました。通常使用において問題はないと認識しておりましたが、あえて27年に、通常ごみ袋を使用される範囲において使用に十分耐え得る強度を満たすとして、今年度、引っ張り強度として縦横方向値に20メガパスカル以上とすると仕様に追加をいたしたところでございます。

なお、材質、厚さにつきましては、ポリエチレン製、厚さ0.04ミリと、以前のものと変更はしておりませんので、強度に変わりはないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） まず最初に、私が、18年か20年前かわかりませんが、初めて議会に立たせていただいてから今回までですけれども、議長に申し上げたいんですが、私は今回、事前通告をしろということをしているわけです。答弁者を見ておっていただけないのか、議長は。私は1番の、これはあくまで今の郷鉄工の関係ですよ。1の1、2、3、4は副町長に答弁を求める、5、6は町長に答弁を求めると書いているわけですよ。なぜ総務課長が出てきて答弁

されるんですか。総務課長に5、6の答弁をする、そういったあれは持っておられるんでしょうか。

それはそれとして、答弁に立たれたという努力は評価させていただきますが、この我々……。

○議長（角田 寛君） ちょっと済みません、再質問のほうを、具体的な内容をお願いします。

○11番（富田栄次君） わかりました、議長とお話ししていてもいたし方がありませんので。

それでは、ただいまのことにつきまして再質問させていただきます。

ただいまの答弁だと、指名した段階で、先ほど言いました諸手続、正規手続が進んでいるから町に責任はないと。郷鉄工所の責任においてなったのだから、我々町の執行部には責任はない、被害者だという答弁だと、そういうふうには総務課長は言われた。何とも情けない御答弁であると思うわけでありませぬ。

垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準6番に指名しない場合の項目があります。指名する段階でこの事実がなかったので指名をしたとの答弁、これは前から言われている繰り返しであります。契約をされたのは6月15日、郷鉄工所が粉飾決算の疑いと新聞に掲載されたのは6月25日、わずか契約後10日で、既にこのような掲載がなされているわけです。この粉飾決算の疑いというのは、先ほどの指名競争入札参加者選定に関する基準の経営状態不健全に該当する。これを細かく言えば、会社更生とかいろんなことですが、それは飛ばします。

これまで郷鉄工所は上場企業ということで内容が全部公表されている、みずからも公表されておるわけなんです。だから、6月30日、8月10日、8月11日、9月2日、9月4日、9月11日破産。すなわちこの6月15日から郷鉄工所が、粉飾決算から9月11日破産までの経緯は、見事に指名をしない場合の要件に全て該当しているわけなんです。

我々議員は9月1日の議会初日に初めてこれを知らされたわけでありませぬ、もし諸手続、正規手続を踏んでいる、書類は全て通っている、だから指名したというなら、書類だけで選定をされるなら指名委員会はいらないんじゃないですか。コンピューターか事務職員にやらせればよいのではないのでしょうか。何百社、何十社の中から参加者を選定しているのは指名委員であり、指名委員会の委員長であり、また裁量権でもってやっておられることは否めないんじゃないですか。

住民目線でないお手盛り法で、お手盛り規則とは言いませんが、お手盛り法でお手盛り行政をしていたことになると言われても弁解の余地はないんじゃないかと、そのように思うわけですね。どんなに言いわけをされようとも、指名責任はあります。指名責任は追及されるというのが町民目線だと思うわけでありませぬ。

郷鉄工所については、随分前から風聞はありました。住民の皆さんは、郷鉄工所に不信、不安を持っていました。広く一般住民、町民の皆さんがこの経営状況について以前から認識されておられました。もし執行部の方、町長、副町長さん、どなたでもよろしいんですが、御自分の取引先、御自分の家を建てる業者を選ぶとしたら、こんな選定をされますでしょうか。やっぱり税金、他人の銭、身を切らないお役所仕事だからではないのでしょうか。

例えば防犯の話をしているときに、防犯の協議をしているときに、突然どこかで泥棒が入ったと。そうしたら、ただ泥棒がいるからあかんのやと、そんな話で終わるのであれば、防犯の話をする必要はないと思うわけです。

○議長（角田 寛君） 富田議員に申し上げます。

再質問ですので簡単に、さきの答弁に対しての再質問としていただきたい。よろしくお願ひします。簡潔にお願いいたします。

○11番（富田栄次君） 簡潔とって、先ほどの後藤議員は1時間近くかけておられるんですが、なぜ私の場合はいつも簡潔にと。

○議長（角田 寛君） 富田議員、再質問ですので、先ほどの答弁に関して再質問ということをお願いしたいと思います。

○11番（富田栄次君） はい、わかりました。じゃあもう急いで読みます。

例えば防犯の話しているときに、防犯の協議をしているとき、どこかで泥棒が入ったら、ただ泥棒がおるからあかんのやと。それで話が終わるのなら防犯の話をする必要はなく、こんな全く無責任きわまりない話はないと思われるわけです。

業者は業者としての責任、郷鉄工はとっているわけなんですね。受注者である郷鉄工所以上に発注者に責任がある、これも本当だと思うわけです。仮に破産の前兆の10日前に選定したのだから責任がないというなら、住民の方さえ認識していたことを、行政は認識していなかったということになるわけです。もしそんなことであるなら、3カ月後のこともわからない方が、先見性のない方が町行政をやっているよいかという声もあるわけです。

そこで再度町長に、これで1回、もう一度したいところが、2回でまた打ち切られるでしょうから、あれなんですけれども、副町長に答えてもらって、町長に答えてもらって再質問で詰めようと思うんですが、詰められないわけですね、総務課長に出てこられましたので。

町長に再質問いたします。

公平に広く公表をし、透明化して平等にやっておけば変なことは起きないとは思いますが、御答弁をお願いします。

また、誰がこの責任をとられるのかも町長さんにお尋ねをいたします。

また、こういったことが起こり得るということで、情報公開をしてはと思うわけですが、先ほどの総務課長の答弁では、これでよし、業者が悪いということだけで、何も問題がないように聞こえるわけでありましたが、これについていろいろ改良点もあると思うわけなんですけれども、そのあたりを取り組まれるのか取り組まれないのか、あくまで郷鉄工が悪いということだけなのか、そういうことも含めまして御答弁をお願いします。もしもこれに改善、改良、何かをされていくなれば、いつまでにその結果を報告されるのか、お尋ねしたいと思います。

それともう一つ、今後、新庁舎敷地内の……。

○議長（角田 寛君） いや、それは。再質ですので、先ほどの……。

○11番（富田栄次君） 新庁舎の中にも郷鉄工……、じゃあその新庁舎はやめまして、郷鉄工

所関連で計画変更、損害は起きないか、お尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 富田議員、通告の内容の範囲を超えておりますので、注意いたします。再質ですので。

○11番（富田栄次君） これは1回目にお尋ねしたことですよ、今、全部。

それで、郷鉄工所関連で計画変更、損害は起きないか、お尋ねいたします。

もう一点、最後に、けさの新聞に町長コメントが掲載されました。町長のその答弁、先ほどちらっと見たからですから全部は頭にありませんが、郷鉄工所、まことに残念というコメントであります。まず町民に御迷惑をおかけいたしましたとするのが一番ではないかと思うわけです。町長は一体どちらを向いておられるのか。町民のほうなのか業者のほうなのか、この点もお尋ねいたします。

次に、ごみに移ります。

ごみ袋に、先ほどお話がありました。手数料を上乗せされるまではごみ処理は税金で賄ってきたわけなんです。それを、いろいろな今答弁がありました。クリーンセンターとごみ袋に使用しているということによろしいわけですね。

とすると、もう一度再確認するわけですけれども、このごみ袋に手数料を入れたときのいろいろな説明には、ごみの減量化とかいろんなことの、一つのいろんなことも含めて、そういうものに充てるようなことだったと思うんですが、これを今お聞きしているとクリーンセンターとごみ袋だけに充てているということですから、まあそんなことはないと思うんですが、これは手数料の用途によっては税金の二重取りになっていないかということも確認の意味でお尋ねをいたします。

以上で終わります。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まずごみのほうから先にお答えをさせていただきたいと思えます。

ごみ袋の利用料をとるのは税の二重取りではないかということですが、あくまでごみ袋使用料として徴収しておりますので、利用に見合った分をいただくという形で、税とはまた違う考え方という認識をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

1点目の郷鉄工に関する部分であります。まず最後に申されたきょうの新聞に関しての記事でございますけれども、郷ではなく町民にという話でございましたけれども、郷鉄工はあくまで経済活動をし、営業をしながら今日まで頑張ってきたと。昭和36年に移動して、現在の国道際に大規模な企業が進出した先駆的な部分もあって、本当に町には大きく貢献をしていただいたと思っております。そのことにやはり我々は感謝をしなければいけないと思えます。

ただ、残念ながら、今回経済活動の一環として破綻をし、そういったことによって現在受けている工事が遂行できなくなったということに対して、町に迷惑をかけているということは紛

れもない事実であると思います。このことにおいては非常に残念でありますけれども、しかし、その一方で、やはり郷鉄工に対して、これまで頑張っていたこと、町に貢献していただいたことには、真摯にしっかりと感謝をしなければいけない部分があると思います。

それは別として、先ほどから責任、要するに破綻した企業に対する指名についての責任ということをおっしゃっておられますが、6月15日に議決をいただいております。その前に指名委員会を行い、その時点で適正な企業活動として了知をしたものに対して指名を行い、応札をして落札した、それを議会が承認をいただいた。ならば、指名責任もありますが、議会の承認責任はどうなるのでしょうか。

加えて、先ほど6月25日に粉飾決算という新聞記事があったということでございますが、あくまで議決後の事態でありますし、2カ月後、3カ月後のことを予測して指名を外すのが道理ではないかと。指名する時点で正規の企業活動をしておるものの指名を外すということは、これは逆に指名基準を侵すことになるのではないかと我々は考えております。つまり、その時点において正規の企業活動をしておるものに対して、そのチャンスを与える。また、郷鉄工所におきましては、今も言いましたように、垂井町に多大な貢献をいただいております。その企業が非常に苦しくなっておる現状において、こうした工事をすることにより少しでも立ち直るきっかけになっていただければ、それはそれでいいことではないかと思えます。

我々はあくまで公平、正確に入札行為を行っております。今後もこの思いを変えることはございませんので、よろしく御理解賜りたいと思えます。

〔発言する者あり〕

○議長（角田 寛君） 言い漏らしがあったということですか、回答に。

11番の富田栄次君の質問は既に2回目になりましたが、会議規則第55条の規定によって、特に発言を許します。ただ、先ほどの回答に対して簡単に質問をお願いしたい。

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 先ほど申し上げたんですが、郷鉄工所関連で今後予定に上がっているところがあるわけですが、それについても計画の変更とか損害はないというふうなことでよろしいでしょうか、それを確認させていただきたいと思えます。

それと、これは……。

○議長（角田 寛君） ちょっと富田君、それは関連質問じゃないので取り下げていただきたいと思えますけれども。

○11番（富田栄次君） じゃあもう一点だけ、もう一度再確認します。

○議長（角田 寛君） 再質問の中で回答できない部分があるということで今指名したんですけれども、その点については何が問題点だったかということで御質問をお願いします。

○11番（富田栄次君） 郷鉄工所関係で質問をして、関連ではいかんわけですかね。

じゃあ最終的にお尋ねします。

町長は、どなたにも責任がないということですね。それだけ再確認いたしておきます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今回の郷鉄工の履行不能届に関する契約解除に関して、また指名行為に関しまして一切不正はないと。また、正規に確実に行ったものと認識をしておりますので、よろしく願いをいたします。このことについて、今後、損害賠償等を求めながら、正規な形で対応していきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 議長の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問を開始いたします。どうぞよろしく願いいたします。

今回の質問は、キッズウイークについてと弾道ミサイル落下時の対応、避難方法の周知徹底についてです。

まず、1点目のキッズウイークについてお伺いいたします。

キッズウイークは、今年度、平成29年6月9日に、政府の経済財政運営と改革の基本方針2017にて平成30年度の創設を目指して打ち出されたものです。地域ごとに公立学校の長期休暇の一部をずらして別の時期に平日5日間程度の休暇を設け、これに合わせて親が有給休暇を取得することを促進する制度です。これにより働き方改革を推進し、親子がともに過ごす時間をふやすことで、きずなを深め、地域活動などに積極的に参加することで、豊かな人間性を育むことを目的としています。また、大型連休につきものの渋滞や混雑が緩和されることで、休暇取得時のリフレッシュ効果を向上させるとともに、混雑を嫌って旅行などに行かない層の消費喚起も期待されています。

このキッズウイークの導入に当たり学校教育法施行令も改正され、自治体の教育委員会が学校休業日を定めるとしている条文を、地域行事に子供たちが参加しやすいよう教育委員会が学校休業日を変更できるという趣旨の条文に変更することが検討されています。これにより地方自治体が独自に休暇期間を変更できるようになり、地域特性に応じた休暇の取得が可能となりました。また、この休暇は単独自治体で行うだけでなく、広域で連携しての取得も可能です。地域全体で休暇スケジュールを合わせることで、保護者が異なる町で勤務している場合でも休暇を取得しやすい環境を形成していきます。このキッズウイーク導入に当たっては、強制力を持って地方自治体へ実施を進めることが検討されており、早ければ平成30年度からキッズウイークが導入される可能性があります。

しかし、夏休みのスケジュールが変わることは、学校にとっても家庭にとっても多大な困難が予想され、留守家庭教室のスケジュールの再構築や、有休が取得しにくい職場環境の保護者の場合、かえって子供が孤独感を感じてしまうなどのリスクを内包しています。

有給休暇取得の促進についても、保護者が別の自治体に働きに出ている場合には、1町単独でキッズウイークを設けても効果が限定的になるおそれが出てきます。垂井町は、自町内就業率が43.8%——これは平成22年の国勢調査ですけれども——と県内平均より15%も低く、生産労働人口の半数以上が町外で就労している点から広域的な連携が求められてきます。実際に導入が進んだ場合は実務面での対応が必要となり、今から垂井町での導入に関して調査・研究を行っておく必要があると考えています。

こういった点を踏まえて、以下の質問を行います。

1つ、キッズウイーク導入に当たっての調査・研究を実施しているか。

1つ、キッズウイークを実施する場合、垂井町はどの時期に実施することが適切と考えているか。

1つ、キッズウイーク導入に当たり、広域での連携は検討しているか。

以上、1点目の御回答をよろしくお願いいたします。

2点目は、弾道ミサイル落下時の対応、避難方法の周知徹底についてです。

ことしに入り、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」）による弾道ミサイルの発射実験が繰り返され、8月29日の午前6時過ぎのミサイル発射によって、北海道から長野県にわたる12道県で全国瞬時警報システム（Jアラート）が発令されました。これにより各自治体では対応策がとられ、北朝鮮による弾道ミサイル落下の脅威が現実にも迫ってきていることが国民に広く知れ渡りました。

この一連の事態の中で明らかになったことは、弾道ミサイルの発射から着弾までの時間が非常に短く、避難までの時間が限られているということです。実際に8月29日の弾道ミサイル飛来においても、午前5時58分にミサイルが発射され、6時2分に政府がJアラートを発信、6時6分に北海道上空を通過し、6時7分に北海道東側、太平洋沖に着弾するという短時間で事態が進行していきました。発射から約9分間、Jアラートの発令からわずか4分間で日本の領土に着弾のおそれがあることを明確にし、緊急事態になれていない多くの国民にとって、このわずかな間に適切な対応、避難を行うことは非常に困難であることが明らかになりました。

また、今回のJアラートが、北海道から長野県に及ぶ広範囲で発令されたことにも注目されています。これは、発射直後は弾道の予想がつかず、安全を考えて広範囲にJアラートを発令したことと、高速で飛来する弾道ミサイルが何らかの理由で破損した場合、その破片が広範囲に飛散する可能性があるからであり、仮に日本本土に飛来する前に迎撃をしたとしても、破壊したミサイルの破片が国内の広範囲に着弾し、被害を与えるリスクがあることを明らかにしました。今回も、少しでも弾道がずれていれば岐阜県でもJアラートが発令されていた可能性が考えられ、北海道に着弾した弾道ミサイルの脅威が決して他人事ではないことを明らかにしました。

北朝鮮による軍事的な示威行動はその後も続いており、今月、9月3日には6回目の核実験を実施、11日には国連安全保障理事会において、石油製品の輸出規制を軸とした新たな経済制

裁が採択されました。これに対し、北朝鮮外務省は本日13日、安保理決議を非難し、全面的に排撃するという対抗措置の実施をほのめかす発言を行い、軍事的な緊張がかつてないほどに高まっています。

こうした状況下において自治体になすべきは、非常事態、特に弾道ミサイル落下時に対する避難方法の周知であります。Jアラートの発令から着弾までわずか5分の行動が町民の生命・財産を左右する可能性もあり、自治体がスムーズかつ正確な情報伝達を行い、町民が適切な避難行動をとることができなければ、安全の確保はかないません。垂井町としては、町民が素早く適切に避難行動をとることができるように啓発を行っていく必要があります。

8月29日のミサイル発射では、Jアラートの発令に関して7道県16市町村でトラブルが発生し、Jアラート通達メールの誤送信や、防災無線のスピーカーから音が出ず警報が流れないなどの人為的なミスが発生しています。早朝である点や、発令範囲が広範囲であったため、また同日に北海道でミサイル落下時の避難訓練が予定されていたことなど、このような事態となった原因がさまざまあったことは理解できますが、ミサイルはいつでもどこへ発射されるかわかりません。町民の安全を守るためには、いつ何どき事が起こっても万全の対応を行う必要があります、ふだんからの訓練によって、有事の際にも冷静に対応ができるよう、体制を整えておく必要があります。

また、今回の弾道ミサイル落下により、北日本を中心とした学校では、休校、始業開始時間延期の措置がとられ、小・中・高校と特別支援学校のうち6校が休校、29校が授業開始を延期しました。休校したうちの3校は私立高校で、2発目が発射される可能性を考慮して休校を決定したと校長判断で休校を決定していますが、公立校の場合、その判断をいつ誰がするのか、その判断を有事の際に求められる可能性を露呈しました。これら行政側の対応は町民の安全確保と直結するものであり、短時間で重大な判断を求められるため、こちらも日ごろからの準備が欠かせません。

また、それ以上に必要なのが、Jアラート発令時の町民の避難行動についての周知徹底です。国民保護ポータルサイトによると、Jアラートの発令時には、屋外にいる場合は近くのできるだけ頑丈な建物や地下街に避難する、適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守るとされており、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動するとされています。この情報は、ホームページへアクセスできる人であれば誰でも閲覧は可能で、垂井町のホームページでも今申し上げた内容は掲載されていますが、例えばミサイルが近くに落下した場合の対応や、そもそもJアラートがどのような音かを知ることはできません。

9月の広報「たるい」では防災に関する特集が組まれており、地震や土砂災害、水害等の自然災害についてどのように対応すべきか、わかりやすい記事が掲載されていましたが、人災とも言える弾道ミサイル落下時の避難方法については記載されておりませんでした。

国民保護法、正確には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の第16

条では、市町村長は、対処基本方針が定められたときには、この法律その他法令の規定に基づき、第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならないとされており、第1項に、1. 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置という旨が明記されており、自治体には警報を地域住民に伝達する義務があります。

しかし、Jアラートのサイレン音を知らない町民は、警報を聞いて適切に避難することが可能でしょうか。その音を聞いても、意味を理解し、行動に移すことができなければ、警報が伝達されているとは言えません。伝達とは、伝えて達するものであるため、情報を発信するだけでなく、受け手がその情報を受けて行動を起こすことも求められます。ましてJアラートのサイレン音は警察や消防のサイレン音とは一線を画す独特の音であるため、子供や高齢者など意味を理解できない人が出てくることは想像にかたくありません。Jアラートのサイレン音を聞く機会をつくり、あわせて対応策を周知していくことが、この緊迫した状況下で自治体を取り得る対応策ではないでしょうか。

ここで少しJアラートの音を、せっかくの機会ですので、ちょっと聞いていただければと思います。

#### [Jアラート音を鳴らす]

このように、警察、消防とも全く違う音でして、少し機械的な音でありますので、初めて聞くと何の警報か意味が全く理解できないこともありますので、この音がJアラートの音で、非常に緊迫した状態であるということは、常日ごろからきちんと伝えておく必要があるというふうに考えております。

また、自治体によっては、学校で生徒に対して弾道ミサイル落下時の対応についての文書を配付し注意喚起を行っています。このように、地域や学校などに対して啓発活動を着実にやっていくことが、非常時への対策となるのではないのでしょうか。

外交問題の解決については、国に平和的な解決を望むものではありますが、有事の際に町民と向き合い、安全確保のための適切な行動に導いていくのは、基礎自治体である町であります。備えあれば憂いなしということわざのとおり、万一の備えを怠らず、弾道ミサイル落下時の対応と避難の周知徹底を行う必要があると感じ、以下の4点を質問いたしたいと思います。

1つ、Jアラート発令について、自治体として対応訓練を実施しているか。

1つ、Jアラート発令時の対応や避難方法を町広報や公共施設において周知しているか、また周知の予定はあるか。

1つ、Jアラートの警報音をどのように町民に周知しているか。

1つ、学校において、児童や保護者に対してJアラート発令時の対策について周知を行っているか。

以上、キッズウイークへの対応についてと、Jアラート発令時の対策について、2点お伺いしたいと思います。御回答のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 太田議員の御質問について答弁をさせていただきます。

まず1つ目の御質問、キッズウイークについてでございますが、キッズウイークの導入は、豊かな人生を送り、子供たちの豊かな心や人間性を育むためには、家族や仲間とともにゆったり休日を過ごし、きずなを深めたり、趣味に打ち込んだり、地域行事に参加したりすることが重要であること。子供と大人が向き合う時間を確保するため、学校休業日を分散するとともに、その休みに合わせて大人が休みをとり、地域行事や体験活動、旅行など多様な活動をともに行うことにより、家庭や地域の教育力の充実が図られ、地域愛を育てることとなること。また、休日の多様化により、観光需要の平準化による混雑緩和、雇用の拡大、地域の活性化に資することなどを目指しています。同時に、大人についても働き方を見直す契機となり、一億総活躍社会に向け、働き方改革と表裏一体のものとして休み方改革を進め、有給休暇取得率70%の達成を目指すとしています。

これを受けて、文部科学省においては、学校教育法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメントがこの夏に実施されたところであります。この政令案においては、従来の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日に加え、家庭及び地域における体験的な学習活動、その他の学習活動のための休業日を例示として追加をしております。ただし、キッズウイークの実施については、まだ国からの通知もなく、我々もマスコミの報道で知り得ているのが実情であり、県においても、他市町、本町においても現在は具体的な検討、調査研究には至っておりません。

キッズウイークの実施に当たっては企業等の協力が不可欠であり、また保護者、地域等の連携、広域での連携も不可欠であります。今後、近隣市町とも情報を共有しつつ、国の動向を注視しながら検討してまいりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

次に2つ目の御質問、弾道ミサイル落下時の対応、避難方法の周知徹底についてのうち、4番目の、学校において児童や保護者に対して、Jアラート発令時の対策についてお答えさせていただきます。

御質問にありましたとおり、8月29日には北朝鮮によるミサイルが発射され、長野県以北においてJアラートが発令されました。これに先立ち、西濃教育事務所を通じ、8月21日付で文部科学省から北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応についての通知がありました。この通知では、万が一落下物らしきものを発見した場合には、決して近寄らず、警察、消防に連絡すること。万が一落下物による被害があった場合には、被害状況を報告することの2点の通知があり、全ての学校に周知いたしたところでございます。

さらに9月の町校長会では、Jアラート発令時の対応を話題に取り上げ、各校において教職員に、また発達の段階を踏まえた上で児童・生徒に、次の3点でございますが、1点目、緊急時に発令されるJアラートの意味を知らせておくこと、2点目、屋外にいるときにJアラート

が発令されたときは建物の中に入ること、3点目、屋内にいるときにJアラートが発令されたときは窓から離れること、この3点を改めて周知するよう指導をいたしました。

さらに、西濃教育事務所を通じ、9月8日付で文部科学省から、また改めて北朝鮮による弾道ミサイルの発射に係る対応についての通知が届きました。この通知では、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例が具体的に示されております。この通知に基づき、児童・生徒に指導するよう、各学校に周知したところであります。

今後とも県教育委員会や町企画調整課等とも連携をし、正しい情報を得ながら、児童・生徒の安全の確保を期して対応してまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上をもちまして、学校教育課関係からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 太田議員からの2点目の質問、弾道ミサイル落下時の対応、避難方法の周知徹底について答弁をさせていただきます。

まず最初に、Jアラート発令について自治体として対応訓練を実施しているのかというお尋ねでございますが、現在、Jアラートを活用した情報伝達訓練については実施しておりません。地震を想定した訓練は毎年実施しておりますが、今後検討していきたいと考えております。

この中において、県においては、現在、ホームページのトップページにより弾道ミサイル落下時の行動について周知を図るなど、全県的な取り組みが行われているところであります。このため、先ほど申し上げました訓練につきましては、県危機管理部危機管理政策課と調整を図っているところでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、2点目のお尋ねと3点目のお尋ねでございますが、Jアラート発令時の対応や避難方法を町広報や公共施設において周知をしているのか、また今後周知の予定はあるのかというお尋ねと、Jアラートの警報音をどのように町民周知しているのかというお尋ねでございますが、Jアラート発令時の対応や避難方法については、弾道ミサイル落下時の行動として、広報「たるい」7月号において住民の皆さんに周知を図ったところでございます。また、町ホームページにおいても同じ内容を掲載しており、内閣官房国民保護ポータルサイトへのリンクも張り、詳細な情報収集や国民保護に係る警報のサイレン音の視聴についても促しているところでございます。このほかにも、本年7月開催の自主防災組織リーダー研修会の際に、弾道ミサイル落下時の行動や警報サイレンの音について周知を図ったところでございます。

他国からの脅威については、町単独でできることは限られていますが、今後も国や県と連携を図りながら、一朝有事に対応できるよう、国民保護に取り組んでいきたいと考えております。御理解と御協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 今、御回答をいただき、ありがとうございました。ぜひいずれのことも推進をお願いできればと思っておりますけれども、1点だけ確認という意味で御質問をさせていただければと思っておりますけれども、学校における児童への周知というのは非常によくわかりましたけれども、保護者の方への周知というのはどういうふうになっているかというところをちょっと御確認したいと思います。

意図としては、先ほどお話ししたとおり、垂井町は非常に町外就業者が多いですので、もし昼間に何かあった場合、お子さんと保護者の方が離れた状態で、これはミサイルだけではなく各種災害もそうだと思うんですけれども、被災をする可能性がありますので、そういった点について、どのように保護者の方に周知をしているかということを確認させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 太田議員の再質問でございますが、保護者への周知についてでございますが、この8月の段階で文部科学省からもこういった文書が再三来ようになりまして、現実には8月25日にあつた事態が発生しましたので、児童・生徒の安全ということで、まずは学校の教職員が正しい理解を得て、子供たちに正しく指導ができるような状態にすることと、児童・生徒にも正しい知識を与え、そして正しい行動ができるようにすることということで、この間は取り組んでまいりました。

御指摘の保護者のほうに対する学校を通じての周知・啓発等はまだまだできていない状況ですので、やはりそういったことも重要であると思っておりますので、今後、学校を通じて保護者の方へも周知して、学校と保護者の方が連携して、こういった有事の際には対応できるようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は15時といたします。

午後2時43分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長の登壇許可を得ましたので、早速、質問に入りたいと思っております。

私は、垂井町公共施設等管理計画書の4つの基本方針のうち、公共施設等保有量の適正化及び庁舎移転を契機とした公共施設等の再編の趣旨による新庁舎のあり方について、あわせて財源確保と機動的基金運営についてをお尋ねするものでございます。

その前に、前置きですけれども、私、決してこの管理計画書に記載されている文言を、俗に言う揚げ足をとるつもりは毛頭ございませんし、むしろこの計画を評価しているからこそ、具

体的にさらにお尋ねするものでございますので、よろしく御了承願います。

昨年6月に役場の位置を定める条例の一部を改正する条例が議決され、文化会館南の旧アミへの役場移転が確定いたしました。この条例の本施行の時期は別途規則で定めることになっておりますけれども、役場庁舎の移転につきましては町にとって一大事でございます。新たな役場を中心とした垂井町のまちづくりをこれからどのように進めていくか、同時に現在の役場をどうするのか、あわせて垂井の町なかはどうしていくのか、課題は山積しておおいますし、待たなしの住民感情もあって、速やかな方向提示が強く求められているところでございます。

一方で、本年3月に垂井町公共施設等総合管理計画が策定されました。平成20年度からスタートした第5次総合計画は本年度最終年度を迎え、10年間に及ぶ事業等の総括を踏まえて、来年、平成30年度からは新たな第6次総合計画の出発年として着々と策定準備が進められているところだと思っております。これからの垂井町のまちづくりに関しては第6次総合計画に期待すると思いたしまして、今回はこの垂井町公共施設等総合管理計画をもとに質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。本計画は、庁舎の移転が確定した後に策定されたもので、新庁舎のあり方・方向性を読み取ることができます。

まず第1に、公共施設等保有量の適正化のうちの統廃合と転用の推進でございます。計画書には、統廃合によって行政サービスの質の低下を招かないようにと原則が述べられながら、しかし、行政サービスを提供する機能として、多機能化した複合施設のほうが相乗効果による利用者数増大、共同利用スペースによる延べ床面積の削減、行政サービスの連携強化等のメリットが生じると記述されております。

このことと関連性があると思っておりますが、庁舎移転を契機とした公共施設等の再編の中の、庁舎移転と連動した公共施設等の再編の項目には、新庁舎は、町民の新たな交流・生活支援拠点や防災拠点としての機能を果たすものとなります。このため、隣接する建築物の有効利用や文化会館敷地との一体的利活用等を考慮した敷地利用計画等について検討、整理していく必要があると思っておりますが、複合化をどのような方向でお考えなのか、またどこまで進捗しているのかをお尋ねするものでございます。

次に、同じ項目に、庁舎の移転・建てかえは、現在の庁舎の敷地を本町中心部の活性化に有効活用することが前提であり、現在の庁舎の跡地利用の方針についても、本計画の策定とあわせて検討していく必要があると思っております。現在、垂井地区の住民等の方々ともろもろ検討会を重ねられているようでございますが、なかなかまとまった方向が示されないような状況であると聞き及んでおります。新庁舎の移転・建てかえと現庁舎の活用方向確定を同時に進めることは、今日まで役場とともに歩んできた垂井町民、とりわけ垂井地区住民にとって欠くべからざることでありと思慮いたすところでございます。

このような状況下、まずは（仮称）現庁舎のあり方及び周辺の活性化基本構想の策定を、あのパワフルなまでの新庁舎基本構想策定プロセスに倣って、町が主導的に、喫緊に、同じ言葉ですけれども、速やかに取り組むべきだと思っておりますが、いかがな見解か、町長にお尋ねいたし

ます。

最後に、新庁舎の予算は25億円規模であるとのこと。供用開始が平成31年度としますと、残すところ1年半余り。庁舎建設基金残高、昨年度末7億3,000万円余、残りの財源確保はどのようなお考えをお持ちか、町長にお尋ねをいたします。

あわせまして、公共施設の維持管理・運営の推進や、多様な行政ニーズに応え、垂井町を運営していくための政策財源確保には、大変なことは明々白々のことでございます。この際、各種基金の整理・統合・再編による機動性確保は必然・必須であると考えますが、御見解をお尋ねいたします。よろしく御答弁賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の公共施設等管理計画の推進につきまして、大きく4点ほどございますけれども、私は前半の2点について、複合化の方向・進捗状況、それから新しい活性化基本構想の策定についての取り組みについてを答弁させていただきたいと思っております。

まず1点目の、新庁舎の複合化をどのような方向で考え、またどこまで進捗しているのかということでございますけれども、まず新庁舎に求められております機能は、基本構想、基本計画の中で、まず一般的な機能に加えまして、交流・生活支援拠点として町民が集う庁舎、それから防災拠点として町民の安全を守る庁舎、そして全ての人に優しい庁舎、町民が誇りに思う庁舎の4つを基本理念として上げております。その基本方針の中では、文化会館等の連携や周辺の商業施設等の一体的な利用を考慮し、施設配置を図ると整理をし、この基本方針を踏まえ、平成29年3月に策定いたしました垂井町公共施設等総合計画の6. 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編の中で、議員の御案内のとおり、その方向性を整理したところでございます。

新庁舎建設事業につきましては、現在実施設計を進めているところでございますが、新庁舎の機能は、あくまで従来の庁舎機能に加え、町民が集い・学び・交流・発表ができるスペースを設け、町民や各種団体等の多様な活動を支援する機能を設けることとしております。したがって、他の公共施設の機能を新庁舎に統合して組み込む、複合化することまでは考えておりません。町民の新たな交流・生活支援拠点や防災拠点としてしっかりとその役割を担い、責任を果たすことができる庁舎として整備をしまいたいと考えております。

なお、隣接する建物の有効利用の件に関しまして、複合化というものもそこら辺で出てくるかと思っておりますけれども、この件に関しましては、非常に魅力的な考えであるというふうに思っておりますが、この土地・建物に関しまして、現在の状況が大変流動的な部分もございまして、いましばらく様子を見て判断をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

ここで、公共施設等総合管理計画の進捗状況について少し申し上げたいと思っております。

庁舎の移転や機能の変化に伴い、他の公共施設の位置づけや必要性などに変化が及ぶものと考えております。これらの再編に当たりましては、施設の現状と利用状況、それから町民サー

ビスの役割や影響などを的確に分析・検証するとともに、公共施設をまちづくりの重要な経営資源と捉え、将来を見据えた公共施設のファシリティーマネジメントによる総合的、統括的に取り組むことが重要であると考えております。

この取り組みを進めるためには、組織の横断的な取り組みが必要となってまいりますことから、この7月には職員を対象とした公共施設等総合管理計画の説明会を開催し、情報の課題と共有を図るとともに、公共施設等を管理する各課所管に対しまして、施設再編計画の調査を現在実施しているところでございます。今後は、この調査結果を踏まえ、今年度と来年度にかけて予定しております公共施設アクションプラン、個別施設計画の策定に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2点目の、議員おっしゃいます（仮称）現庁舎のあり方及び周辺の活性化基本構想の策定を、現在の新庁舎基本構想策定のプロセスに倣って町が主導的に図ったらどうかということについて、御答弁をさせていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、現庁舎の敷地の有効活用は、新庁舎の建設と両輪で進めるべき重要事項であることから、当町では平成28年9月から岐阜大学と連携して現役場敷地利活用がやがや会議を開催し、垂井地区の皆様を中心に御参加をいただきながら、これまで8回にわたって会議を開催してまいりました。その議論の中心は、庁舎を含めた中山道垂井宿周辺地区の歴史的・文化的価値を再度見直すことにより、当該地区の将来のあり方について議論を深めてきたところでございます。また、平成29年2月には垂井地区全世帯に岐阜大学がアンケートを実施するなど、意見の集約を努めておるところでございます。

現庁舎跡地活用の具体的な方向性につきましては、まだお示しできる状況ではございませんが、着実に議論は深まっているものと認識をしております。さきに質問がございました公共施設等総合管理計画の観点からは、町が主導的に組織化を図り、現庁舎敷地を中心とした町全体のまちづくりの議論を深めていくことが大変重要でございます。今後は、がやがや会議を通じて深めた議論と、この公共施設管理計画を中心とした町の議論を融合させながらさらに議論を深めていく中で、議員がおっしゃいます（仮称）現庁舎のあり方及び周辺の活性化基本構想の策定を、これまでのプロセスに倣うような形で、あり方検討委員会の設置等も視野に入れながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、財源と基金の運営につきましては財政担当所管から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 若山議員の御質問の3点目と4点目になりますが、3点目の新庁舎の建設工事25億円の財源確保についてと、4点目の各種基金の整理・統合・再編につきましてお答えを申し上げます。

まず3点目の、新庁舎の建設工事25億円の財源確保についてでございます。

平成30年度につきましては、計画では、役場庁舎建てかえ等事業の工事に当たる年度でございます。仮にその他の各種事務事業の歳出抑制を図った場合でも、本年度、平成29年度でございますけれども、当初予算を大幅に超過することは明らかな状態になっております。特に一般会計につきましては、垂井町において過去最大の予算規模になることが見込まれるところでございます。

そうした中、議員御質問にもございますとおり、特に庁舎建てかえ工事等に係ります財源につきましては、現時点では国庫支出金交付の有無など不確定な部分もありますので、それらを除いた形でお答えをしたいと考えております。加えまして、庁舎建設基金につきましては、本年度の当初予算額に1億円の積み立てを加算いたし、保有額を8億3,000万円としてお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そこで、まず3点目のお尋ねの工事費25億円の財源でございますけれども、現在、庁舎建設基金で約8億円を、起債でございますけれども、充当率90%の起債を計画しておりますが、約9億円、それから一般財源で約8億円として、現在おおむね同じ程度の額を見込んでおるところでございます。中でも、一般財源につきましては、さらに別の起債の借り入れ等につきましても現在検討を進めておるところでございます。先ほども申し上げましたが、国庫補助金等、都市再生整備交付金、あるいはエネルギー関係のメニューについても、現在調査を進めておるところでございます。

あわせまして、今後、設備あるいは備品等を検討する中で歳出事業費の抑制を図るとともに、平成30年度の当初予算額や、あるいは一般財源の充当の抑制に向け、引き続き努力してまいり所存でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に4点目の、各種基金の整理・統合・再編についてでございます。

平成28年度の決算書にもございますとおり、当町におきましては、財政調整基金、減債基金から庁舎建設基金に至るまで、現在15種類の基金を保有しておるところでございます。これら基金の平成28年度末の合計保有額でございますけれども、約28億8,500万円となっております。これらの基金の中には、特定の法律、あるいは特別会計で管理しているものなど、廃止や統合等が不可能または困難なものもございまして、これらのうち統廃合の検討ができる可能性があるものとしたしましては学校建築基金、ふれあい交流基金、環境衛生施設整備基金、そして福祉基金の4基金に絞られてくるのではないかと、そのように考えておるところでございます。その上で、垂井町といたしましても、現在、廃止や統合が可能な基金に係ります今後のあり方について検討を進めております。

一方で、今後の基金運用に当たりましては、1つには28年度に策定をいたしました、議員からも御指摘がございます公共施設等総合管理計画によりまして、垂井町の公共施設をこのまま保有し続けた場合、40年間で500億円以上、年間平均で10億円以上のコストが見込まれるなど、今後、公共施設の維持・老朽化対策に多額の経費が必要になることとなっております。また、庁舎建設事業等によりまして、来年度以降は現在保有してございます庁舎建設基金がなくなり、

一方で庁舎建設関連の起債が増加することが見込まれます。加えまして、その他各種事業が抱える課題も踏まえながら、慎重に運用していく必要があるものと認識しております。

これまでの検討過程では、特に保有額の多いふれあい交流基金でございますけれども、現金を有利な方法で保管すべきか否か、そしてまた学校教育施設につきましては、現在、学校建築基金がある一方で、生涯学習施設に関する基金は現存してございません。仮称でございますけれども、教育施設管理基金といったものを新設し、そこへ移行すべきか否か、さらにはこの先およそ10年後に問題となってまいりますクリーンセンターの建てかえ、あるいは広域化の問題に対処するため、環境衛生施設整備基金を存続させるべきか否かなど、各種の検討を進めてまいりました。結果、今後予想されます公共施設の老朽化対策などに、例えばふれあい交流基金などを廃止いたし、そのかわりに、仮称でございますけれども、公共施設管理基金など別の基金を新設いたし、その財源としてふれあい交流基金などの集約を図る方向で現在検討を進めているところでございます。ただし、福祉基金につきましては、今後、民生費、扶助費はますます増加していくことも予想されますことから、保育園・こども園等の施設整備だけでなく、社会保障の側面も踏めて、このまま存続していく方向で検討をしております。

したがって、これら基金の整理・統合等、あるいは公共施設管理基金、仮称でございますけれども、それらの新設の具体的な時期につきましては、なるべく早い時期に結論を導き出し、早ければ本年度中、遅くとも来年度の早い時期にはお示しをいたし、新設等ができればと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

この公共施設等総合管理計画、現状のままでは物すごいことになるというのは、この計画書の中に記述されておるんですけども、今後40年間で963億円が必要だと。これは総務課長が言われたとおりなんですけれども、そういったことから、いろんな基本方針を基本に置きながら公共施設アクションプランを策定の計画だと。非常に戦略的に取り組まれるということで、よろしく、着実に進展を願うものでございます。

これは特段の質問はございませんが、次の庁舎の予算の確保なんです。これで、平成30年度の予定ですけども、基金8億円余、それから起債が9億円、それから一般財源が8億円というようなことで計25億円になるわけでございますけれども、ここで問題なのが、毎年毎年経常経費として必要となってきます基本的な費用ですね。こういったものに影響が及ぶとは思いませんけれども、我々が生活をしていく上で、特に住民との関係でございますが、いわゆる地域社会の環境整備でございます。例えば道路だとか、水路だとか、こういったことは、いわゆる待ったなしの部分もあるんです。そういったものに対します財源確保につきましても、いや、庁舎をやるから財源はないんですよと、そういうような形になる可能性が非常に大なような気

がいたしますが、しかし、何としてでもそういった部分の政策経費に関しましてもあわせて確保していただければ、住民も安心して生活ができるものだと思っております。よろしくお願いいたします。

それともう一点、基金の関係でございます。

いろいろな戦略を申されましたが、一方で、いつかの新聞に載っておりましたけれども、いわゆる地方交付税との密接、不可侵の関係でございますけれども、基金残高が交付税の何倍かあるような団体に関しては交付税を右下がりにするような記事があったかに思いますけれども、そこら辺は今後も含めてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

以上、終わります。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず新庁舎建設に伴う工事費について、ほかの影響ということかというふうに思えます。

特に扶助費については経常的にかかってくる部分でございますので、ここら辺を削減するというのはできない状況かというふうに思えます。一方で、建設土木工事に関しては、やはり必要に応じた形での対応ということになりますので、今まで、ある部分余裕を持って対応してきた部分が、非常に厳しくなる部分はやむを得ないと思えます。ただ、これを全く削ってしまうというわけではなくて、生活に密着した部分、あるいは業者が必然的にやっていかなければならない部分については、しっかりとまた確保をしていくというような対応でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから基金につきましては、先般、確かに基金を持ち過ぎておるので、交付税でというようなことがちょっと新聞記事に出ましたけれども、逆に言うと我々にしたら冗談じゃないと。これはやはりさまざまな事業をする中で、本当に爪に火をともしような感覚でずうっと蓄えてきた、まさに、いざというとき使うための基金でもあるわけでもありますので、こういったものによって交付税を削減するなんてことはもってのほかやと我々は思っておりますので、こういうことは、やはり町村会であり、あるいは知事会等も通じて国のほうにもしっかりと要請をしてきたいと思っておりますので、何としても安定した地方交付税の確保ということを我々は強く望んでおるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 通告に基づいて質問をします。

最初に、保育園・こども園の育休退園制度についてお尋ねをします。

出産をした女性が正規雇用で働き続けたいと希望する場合、多くの障壁があると言われます。その一つが、この育休退園の問題です。3歳未満の園児は、親が育児休暇をとっている間は退園しなくてはならないというルールです。今後、ますます高まると予想されるゼロ歳から3歳

までの保育に対するニーズに、どう応えていくかは、大きな課題であると考えます。

そこでお尋ねですけれども、この制度ができた背景は何か。育休退園の現況はどのようなようであるか。廃止すべきとの声があるが、どのように考えるか。

今後、正規雇用で働き続けたいと希望する女性の数が増大すると予想される中、育休を終えたら、もとい保育園に再入園できなかったという例があるやに聞きます。また、母親の社会復帰を促進するため、全国的にこの制度を廃止していく方向にあるとも聞いています。

次に、夏休みの学童保育についてお尋ねをします。

これも幾つかある壁の一つで、1年生の夏休みの壁と呼ばれるものですが、こども園で7時から受け入れられていたものが、1年生の夏休みの留守家庭児童教室は8時からということで、通勤する親さんにとっては一大事です。また、パートタイムやフレックスタイムで短時間労働をしている親さんにとっては、その料金の高さも問題になっているようです。朝の受け入れ時刻を早めてほしいとの要望があるが、可能ですか。また、夏休みのみの利用料金が高過ぎるとの声を聞きますが、どのような認識でしょうか。

次に、健康保険証の高機能化についてお尋ねをします。

以前に住民の方から電話をいただきました。関ヶ原はプラスチックなのに、垂井は何でまだ紙なんやと。しかも旦那さんと共用やし、早う何とかせなあかなあというお叱りでございました。私も同感でございますが、単に紙かプラスチックかではなく、カードをより高機能化して医療や介護の情報を一元管理できないかと考えます。既に取り組んでいる自治体もあるが、なかなかうまく進まないようではあります。

参考までに自身の体験を話しますと、町内の病院にかかった際に血液検査をされると言われ、たまたま別の医院でやったばかりの血液検査の結果を医師にお見せしたところ、これがあれば検査は必要ない、あっちでもこっちでも同じ検査をするのはもったいない、日本の医療機関はこんなことばかりやっておる、医療費は上がるばかりやわとおっしゃいました。個人ごとのICカードを発行して、各医療機関、薬局、介護施設、介護サービスなどの診察券、お薬手帳、利用者カードの機能や各種検査結果、健康診断の結果も統合し、医療、投薬、介護といった個人情報を一元管理して迅速で質の高いサービスを提供し、医療や介護の高効率化と費用削減に大きく貢献するシステム構築を目指してはどうでしょうか。

ICカードの先進的な例として、Suicaを挙げたいと思います。JRの東日本が発行しておるのがSuicaですが、JR東海ではTOICA、JR関西はICOCA、いわゆる交通系カードと言われるものですが、これは、最初は切符を買わなくても電車に乗れると、支払いも完了するというので、便利だということで普及が始まって、要するに改札機と無線通信で結ばれておって、そのままカードで改札機を通れるというものです。これが、近ごろはJRの売店とかレストランはもちろん、車内販売とか一般のお店のレジとも連携をし、スーパーの支払い、それからコンビニの支払いなんかもキャッシュレスで行えるようになっております。つい最近、これがまたスマホに搭載されたことによりまして、このカードもなくても、ス

マホをかざすと支払いが完了をします。

これも最近ですけど、このSuicaで新幹線の予約ができるようになっているそうであります。予約もスマホでして、そのまま改札をスマホで通ることが可能だそうです。このカードには、いつどこからどこへ行ったとか、どこで何と何を買ったとかいう情報が蓄積されていって、例えば名古屋から東京へ行って、途中でサンドイッチとコーヒーを買ったというようなことも情報として残るようです。かなりの情報管理がこれでできているのだそうであります。

次に、中央公園の整備についてお尋ねをします。

ニューヨーク・マンハッタン島のセントラルパーク、ロンドンのハイドパーク、上海の人民公園、東京なら日比谷公園や代々木公園など、成熟した大都会にはその中心部に大規模な公園が立地します。そして、もちろん文化施設や娯楽施設などもあります。垂井町でも、年々寂れていく旧中山道沿いや駅周辺にこれらの整備をされると、より魅力的でクオリティの高い町が実現できると考えます。そのためには、ある一定のエリアを推進地区に指定した上で、垂井地区旧市街地に大規模な都市型の公園を整備してはどうでしょうか。

また、その核となる施設として地歌舞伎専用劇場、並びに幼児向けの遊園地などを誘致したらどうでしょうか。先日の清流プラザでの公演の大成功にもあるように、子供歌舞伎も、ある狭いクローズした空間でやると、また趣も変わって非常にいいと思います。地歌舞伎や子供歌舞伎を上演する小規模の小屋があれば、伝統芸能の継承や地域間交流の発展に大いに資すると思います。また、前橋市のルナパークという小さな遊園地では、1回10円とか50円で乗れるアトラクションが大人気で、集客は年間130万人あるそうであります。

最後に、公式動画の導入についてお尋ねします。

自治体でも、公式動画サイトを設けているところがあります。東京都の例を見ますと、特に英語の動画が多く、外国人に向けた情報発信なども充実しておるようです。垂井町が推進する事業の進捗状況や、住民に向けてのお知らせ、お願い、啓蒙、観光情報などを掲載する公式動画サイトを設けてはいかがでしょうか。

以下、掲載される動画の内容の一例としては、職員による具体的な政策のプレゼン動画、公共工事の進捗状況を紹介する動画、実際に観光地をめぐって風景や見どころを紹介する動画などですが、垂井町でも、町長の水道料金値上げのお願い動画とか、水道施設更新工事の動画、新庁舎建設の進捗、農地改良工事の進捗、企業誘致の進捗など、手軽に短時間で多くの情報を伝えられる手段であると考えます。

質問は以上です。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの安田議員からの質問のうち、1番目の育休退園制度についてと2番目の夏休みの学童保育については健康福祉課所管ですので、私のほうからお答

えをさせていただきます。

初めに、育休退園制度についてのうち、1つ目の質問、制度ができた背景はですが、元来、保育所については、保護者の就労や病気などのため、家庭において十分保育ができない児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とした施設です。また、児童福祉法では、保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児の保育を行うことを目的とする施設と規定されておりました。育児休業中の保護者の方については、家庭で保育ができる状況であれば、原則入園の要件には該当しないことから、育児休業を取得と同時に退園の措置となったわけです。ただし、このような保育に欠けない子については、必要に応じて一時保育事業や子育てサポート事業の利用を案内しているところです。

しかしながら、最近の女性の就労など社会情勢が変化するとともに、入所児童の発達上、環境の変化が好ましくないなど育児中の保育を望む声も高まり、当垂井町では、今年度より3歳以上児については育児休業中でも受け入れる制度を取り入れたところです。さらに、来年からは3歳児からの幼稚園受け入れを予定しているため、育児休業中の家庭の3歳以上児は、1号認定児として幼稚園部で受け入れることが可能になります。ただし、3歳未満児については、施設及び保育士の配置の問題などにより、今後も育児休業中の受け入れは難しいのが現状です。

次に2つ目の質問、育休退園の現況はどのようかですが、昨年度、産後期間の終了及び育児休業取得の理由により途中退所になった園児は8名、今年度は4月から8月末までの5カ月間で3名、いずれも3歳未満児ばかりでございます。

次に3つ目の質問、廃止すべきとの声があるが、どのように考えるかですが、3歳以上児については、先ほども申しましたとおり、来年度から予定している3歳児からの幼稚園受け入れをすることにより退園の必要はなくなります。しかし、3歳未満児については、施設及び保育士の配置の問題などにより保育の容量に余裕がないため、今までと同様に育児休業中の受け入れは難しく、育児休業と同時に退園していただかなくてはならないのが現状です。御理解をお願いいたします。

以上が1番目の質問、育休退園制度についてです。

次に2番目の、夏休みの学童保育についてですが、初めに1つ目の質問、朝の受け入れ時刻を早めてほしいことについてですが、現在でも指導員の確保に苦慮している中、朝の受け入れ時間を早めることは今以上に指導員に負担がかかり、より条件が厳しくなると指導員数を確保することも難しくなる可能性があります。以前に午後7時までの開室について指導員の意見を聞いたところ、家庭の事情、また体力の問題など、続けることが難しくなるとの意見が多かったことを記憶しております。同様に、早朝からの受け入れを行うことによって、指導員が確保できず、安定した受け入れ体制がとれなくなるならば本末転倒であり、まずは現在の体制で安定した受け入れを維持することが必要と考えますので、早朝の受け入れについては、今のところ考えておりません。

なお、今後、要望とともに人的な余裕が出てくれば、再考することは可能と考えられます。

次に、2つ目の質問、夏休みの利用料金が高いと聞かすが、どのような認識かについてですが、通常の預かりは、学校の授業終了後、夕方までの時間帯で、おやつが1回あります。しかし、夏休みの預かりは、朝から夕方までの1日間で、預かり時間は通常時の2倍以上あり、指導員は午前・午後の2交代制で、おやつも午前・午後の2回あるなど、基本的に通常時の2倍以上の経費がかかっているのが現状です。また、全ての受け入れ教室にはクーラーを完備しており、児童を受け入れる環境をしっかりと整えており、利用料だけで全てを賄えておりません。そこで、応益負担という観点からも、相応の利用料をいただいているところでございます。

質問書では、次に3つ目の質問もございました。6年生までの受け入れということでございますが、先ほど同様の御質問をいただきましたので、回答をさせていただきましたけれども、今後、保護者へのアンケート調査などを実施の上、検証し、高学年の受け入れについては慎重に判断したいと考えているところでございます。

以上が2番目の質問、夏休みの学童保育についてでございます。

以上、安田議員からの2つの質問に対するお答えとさせていただきます。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私のほうからは、安田議員の3点目の御質問、健康保険証の高機能化についてお答えをさせていただきます。

ICカードにつきましては、以前から利用されている磁気カードと比べますと、記憶容量が増大し、不正読み取りに対するセキュリティーレベルが高いという特徴があり、今後もICカードを利用したシステム導入が広がっていくと思われまします。医療分野で利用した場合には、同じ疾病で多くの医療機関で受診する重複受診の回避や、薬の飲み合わせによる副作用の防止、医療・介護の地域包括ケアの実現など、医療・介護サービスの質の向上、効率化、医療費の適正化などが期待できると思ひます。

しかしながら、垂井町がシステムを構築したとしましても、期待する効果を得るためには、町内はもとより、県内または全国の医療機関、薬局、福祉施設などもあわせてシステムや対応機器の導入が必要となり、一保険者が進める事業としては規模が大き過ぎると考えられることから、国全体で取り組む事業だと考えまします。

一方、厚生労働省は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、法施行にあわせまして、平成27年12月に、医療等分野における番号制度の導入について、2020年までに運用開始に向けての計画案を打ち出しております。その中には、医療等分野の個人情報の特性を考慮した上で、医療機関、薬局、介護事業所、保険者、行政機関、研究機関等が必要な情報のみ連携を可能にし、その利用により即時の資格確認による事務の効率化や、保険者間の健診データの連携による質の高い医療資源の有効活用、医療機関、介護事業所などの連携により適切なサービスの提供、研究分野での追

跡研究による医療の質の向上が図られるとしています。

今後の国の動向を見ながら、医療・介護サービスの質の向上、効率化、医療費の適正化などを検討、対応を進めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 安田議員の4点目、中央公園の整備についてお答えをさせていただきます。

議員が言われるとおり、前橋ルナパークは「日本一懐かしい遊園地」をコンセプトに開設されている遊園地で、最新のテーマパークというわけではありませんが、非常に人気がある施設のようにございます。このような施設が垂井駅周辺にあれば相当な集客が期待できるのではないかとはいえますが、垂井旧市街地にこのような公園を誘致するには、用地の問題を初めさまざまな問題が考えられ、現実にはほど遠いと思われまます。

しかし、その核となる施設、議員が例として挙げられております地歌舞伎や子供歌舞伎を上演する小規模の小屋でございますが、このような施設があれば、伝統芸能の継承の場のみならず、誰もが気軽に利用でき、交流や娯楽の場にもなるような施設になることは想像にかたくないところでございますが、運営を行政のみで行うことは難しいと考えます。このような施設が民間の活力により整備されるのであれば、町といたしましても協力をしていく所存でございますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私のほうからは、安田議員からの公式動画の導入について答弁をさせていただきます。

現在、町では、動画を利用した施策の情報提供や案内、PRなどは行っておりません。情報を発信するものは、今までは直接説明することや、文字や画像などで説明する紙媒体などに限られていましたが、動画だと、これでは伝え切れないものや、会議や説明会などで直接発信した情報を繰り返し確認していただけるといったメリットがございます。また、動画ならではのインパクトを持たせることができ、町の話題など動きがあるものを写真だけでなく動画で配信することで臨場感を持たせることや、視覚・聴覚障がい者にも配慮できるといった効果も期待できます。

したがって、現在、町ではドローン研究会を立ち上げたところではございますが、さまざまなツールを積極的に活用することも視野に入れ、魅力ある動画コンテンツにより、町のプロモーションも含めた情報発信を行い、町内の方には郷土愛を深めていただき、町外の方には本町の魅力を感じていただき、町の発展につながるよう、公式動画の作成に向けて前向きに検討をしていきたいと考えています。御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 公式動画の導入については、前向きな御答弁をありがとうございました。

行政の情報については、住民は知るべきであると思いますし、行政のほうも積極的に知らせる義務があると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、芝居小屋とルナパークですけれども、これも運営はもとより、できれば設置のほうも民間でお願いして、運営も、町がかかわっても民間に委託、ルナパークはたしかそうだったと思うんですけれども、その方向がいいと私も思います。

あと1点だけお尋ねですけど、留守家庭児童教室ですけど、夏休みの利用料金について、ちょっと私の聞き方が、悪かったんだろうと思うんですけれども、通年利用の方と夏休みのみ利用する方の料金が随分違うということを知っています。たしか1万5,000円と2万5,000円ということで、2万5,000円となると子供が2人おったら5万円の負担ということで、ちょっとそれでは預けたくても預けられんなあという声を聞きますが、この点についてちょっと理由を聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの安田議員からの再質問についてお答えをさせていただきます。

夏休みの利用料金の考え方ですけれども、まず基本的に、通常のお子様につきましては月々1万円ずつで、夏休み、8月のみ5,000円プラスということでございます。それで、夏休みのみの御利用の方は、7月、8月の料金にプラス5,000円ということで2万5,000円というふうに設定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（角田 寛君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会といたします。御苦勞さんでした。

午後3時56分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 若 山 隆 史